

第3章 災害応急対策計画

第1節 基本方針

この計画は、地震が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害発生の防御及び拡大防止について迅速かつ実効ある措置を期するため、災害応急対策責任者（指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 災害発生直前の応急対策に関する事項
- 2 災害発生後の応急対策に関する事項
- 3 ヘリコプターによる災害応急対策に関する事項
- 4 災害派遣・広域的な応援体制に関する事項
- 5 救助・救急、医療及び消火活動に関する事項
- 6 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動に関する事項
- 7 避難収容及び情報提供活動に関する事項
- 8 救援物資の調達・供給活動に関する事項
- 9 保健衛生・防疫、遺体の処理に関する活動に関する事項
- 10 応急復旧、二次災害防止活動に関する事項
- 11 自発的支援の受入れに関する事項
- 12 文教計画に関する事項
- 13 災害救助法適用に関する事項

第2節 災害発生直前の応急対策

第1項 配備動員計画

1 方針

この計画は、町内に地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策の推進に万全を期すため、町職員の配備動員及び防災組織等に関する事項を定める。

2 配備動員体制

(1) 配備体制

ア 体制の概要

町の配備体制は、注意体制、警戒体制、非常体制の3種類とし、町内に地震が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急対策を迅速かつ的確に実施する。

また、夜間及び休日の時間外における情報の収集・連絡体制を整備し、災害・危機事案の発生に際して、迅速に対処する。

ただし、勤務時間外に町内で震度5強以上の地震が発生したとき、発生の当初は「緊急非常体制」により対処する。

区分	体制移行時期	体制の概要及び業務内容
注意体制	a 町内で震度4を観測したとき b 南海トラフ地震に関する情報(臨時)が発表されたとき	状況により、速やかに高度の配備体制に移行できる体制。主として情報収集及び連絡活動(本庁、各支所災害関係課職員による。班編成等は、各課長、各支所長の指示による。)
警戒体制	a 町内で震度5弱又は震度5強を観測したとき b 町内で震度4を観測し、かつ災害が発生したとき c 南海トラフ地震に関連する情報(臨時)が発表されたとき	事態の推移に伴い直ちに非常体制に移行できる体制。主として情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策(災害警戒本部分掌事務に従い活動する。)
非常体制	a 町内で震度6弱以上を観測したとき b 町内で震度5強を観測し、かつ甚大な被害が発生したと予測されるとき c 町内で震度5弱を観測し、かつ甚大な被害が発生したとき d 南海トラフ地震に関連する情報(臨時)が発表されたとき	災害対策本部・支部を設置した体制。全庁的に、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施(災害対策本部分掌事務に従い活動する。)
緊急非常体制	a 勤務時間外に、町内で震度5強以上を観測したとき b 南海トラフ地震に関連する情報(臨時)が発表されたとき	災害対策本部の設置及び本部の通信連絡等の初期活動の準備をする体制(全職員参集)

※注:震度は原則として、気象庁が発表した値とする。

(2) 緊急非常体制（震度5強以上の地震発生時）

ア この体制は、勤務時間外に町内で震度5強以上の地震が発生した場合に、警戒体制又は非常体制を確保するまでの初期活動を円滑に行うための体制とする。

イ 全職員は、安全を確認したうえで速やかに参集し、配備につくものとする。

なお、参集する場所及び業務は、原則として次のとおりである。

(ア) 参集場所：町庁舎（本庁及び各支所）

(イ) 業務：本部及び支部の設置、本部及び支部の通信連絡等初期活動体制の確立
また、参集場所の町庁舎が被災し、参集した職員が担当業務につくことができない場合は、本庁又は支所の職員駐車場に集合する。

ウ 交通機関等の途絶、火災等により参集場所に参集できない場合

(ア) 居住地に近接した参集可能な町の機関（本庁又は各支所）に参集し、災害対策本部と連絡をとるよう努める。

(イ) 町の機関に参集できない職員の場合は、地域の自主防災活動に従事するとともに、その地域の被災状況等を可能な範囲内で災害対策本部に連絡するものとする。

エ 緊急非常体制に基づく措置

(ア) 町長が事故や不在時等の非常時には、副町長又は教育長、危機管理監、総務課長、若しくは在庁職員の中で最上級者が代行して指揮をとるものとする。

(イ) 緊急非常体制については、事態の推移に伴い、必要に応じて非常体制に切り替えるものとする。

オ 災害対策本部設置前の措置

各課において、災害対策本部の設置前に応急対策に従事した場合は、人員の配備及び災害状況を危機管理課に連絡し応急対策の連携を確保する。

(3) 非常体制

ア 災害対策本部の設置

(ア) 災害対策本部及び支部の設置、組織、運営、分掌事務については、この計画に定めるもののほか、「北広島町災害対策本部条例」及び「北広島町災害対策運営要領」に定めるところによる。

なお、災害対策本部及び支部の組織は、災害対策本部組織図のとおりである。

(イ) 災害対策本部の本部長（町長）に事故があった場合等指揮をとることが困難な場合は、副町長又は教育長、危機管理監、総務課長、若しくは在庁職員の中で最上級者が代行して指揮をとるものとする。

(ウ) 災害対策本部の設置場所は役場本庁とし、代替施設は、北広島町まちづくりセンター、若しくは役場大朝支所の順とし、被災の状況により定めるものとする。

災害対策本部の設置場所の玄関付近には「北広島町災害対策本部」を掲示する。

イ 動員体制

(ア) 地震災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、次の体制によって地震災害に対処する。動員にあたっては、災害対策本部が長期にわたって設置されることを想定し、本部員及び支部員の班長となる課長等は、当該班が実施すべき業務に関する要領、交代要員やローテーションなどについて、あらかじめ定め、所属職員に対し周知徹底させておく。また、人事異動等により計画の内容に変更が生じた場合には、その都度速やかに修正するとともに、関係職員に対してその旨の周知を図るものとする。

また、定めた要領は、事前に危機管理課に提出しておくものとする。

(イ) 大規模災害が発生し、要因が不足する場合は、総務課（災害対策本部を設置した場合は総務部）が要員の動員及び調整を行う。

ウ 災害対策本部の廃止

災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたとときに廃止する。

エ 職員全員の参集

(ア) 参集基準

勤務時間外に、町内で震度 6 弱以上を観測したとき、全職員は、安全を確認したうえで速やかに参集し、配備につくものとする。

(イ) 参集場所及び担当業務

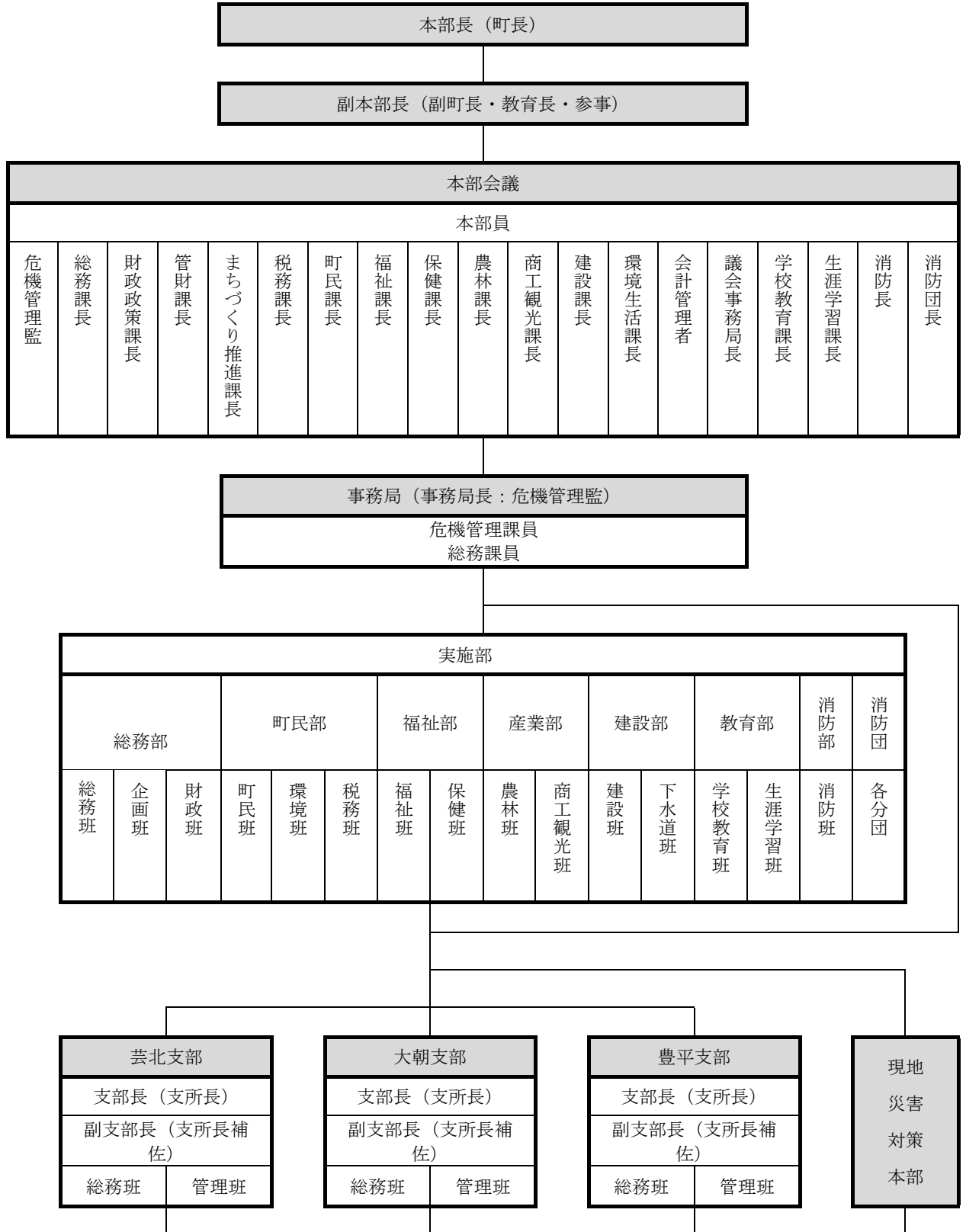
- a 原則、参集する場所は、町庁舎（本庁及び各支所）とし、業務は、災害対策本部及び支部の組織、運営及び分掌事務等のおりとし、この計画に定めるもののほかは、北広島町災害対策本部条例に定めるところによる。
- b 参集場所の町庁舎が被災し、参集した職員が担当業務につくことができない場合は、本庁又は支所の職員駐車場に集合する。
- c 職員の到着の報告を受けた町の機関の長は、参集状況を把握して速やかに災害対策本部（総務部総務班）に報告する。

(ウ) 参集場所に参集困難な場合

交通機関等の途絶、火災等により参集場所に参集できない場合は、居住地に近接した参集可能な町の機関（本庁又は各支所）に参集し、災害対策本部と連絡をとるよう努める。

また、町の機関に参集できない職員の場合は、地域の自主防災活動に従事するとともに、その地域の被災状況等を可能な範囲内で災害対策本部に連絡するものとする。

■ 北広島町災害対策本部組織図



■ 災害対策本部の組織及び分掌事務

部 名	班 名	主たる構成員	分 掌 事 務
危機管理課（ 危機管理監）		危機管理課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置及び廃止に関する事。 2 県災害対策本部との連絡調整に関する事。 3 防災関係各機関との連絡調整に関する事。 4 災害応急対策に関する事。 5 消防団との調整に関する事。 6 自衛隊及び他の地方公共団体等に対する応援依頼に関する事。 7 気象状況の収集伝達に関する事。 8 罹災証明の発行に関する事。（災害の状況に応じ臨時窓口を税務課に設置）
総務部 (総務課長)	総務班 (総務課長補佐又は総務係長、議会議務局長)	総務課員 議会議務局長	<p>【DX推進係】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対策本部用PC・庁内ネットワーク及び機器の設置に関する事 2 庁舎内電話回線の保守管理に関する事。 3 臨時有線電話の応急架設に関する事 4 ちゅび COM 施設の被害調査及び応急普及に関する事。 5 本部、関係機関から提供される防災情報の放送・広報に関する事。 6 記録写真、記録映像の作成に関する事。 <p>【行政管理係】</p> <ol style="list-style-type: none"> 7 職員の動員・配置に関する事。 8 各部各班各支部との連絡調整に関する事。 9 受援体制（人員等）の整備に関する事。 <p>【総務係・議会議務局長】</p> <ol style="list-style-type: none"> 10 災害対策本部、応援者の執務室の確保。 11 応援者の駐車場の確保。 12 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 13 電話等による災害情報の連絡、報告を記録（災害状況メモ） 14 災害対策本部の庶務に関する事。 15 報道機関に対する情報提供、各種情報の提供、協力要請その他連絡に関する事。 16 災害に係る議会活動に関する事。
	企画班 (まちづくり推進課長)	まちづくり推進課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害視察者及び見舞客の接遇に関する事。 2 民間団体に対する協力要請・受援に関する事。 3 職員の給食及び衛生管理に関する事。 4 車両の調整及び緊急輸送計画に関する事。 5 被災者相談窓口に関する事。 6 路線バス、タクシー事業者等との連絡調整に関する事。 7 地域づくりセンター、指定管理施設の開放及び施設の被害調査、応急復旧に関する事。 8 指定管理施設の避難所運営に関する事。

	財政班 (財政政策課長、管財課長、 会計室長)	財政政策課員 管財課員 会計室員	<ol style="list-style-type: none"> 1 町庁舎、所管財産の災害予防及び応急復旧に関する事。 2 復旧資材等の調達に関する事。 3 公有財産(普通財産)の緊急使用許可に関する事。 4 食料(義援食料含む)の調達及び支給、非常炊出しに関する事。 5 緊急資機材物品等の調達及び借上げに関する事。 6 災害対策の予算の措置に関する事。 7 災害関係経費集約に関する事。 8 災害に伴う財政計画の編成及び財政に関する県、国との連絡に関する事。 9 災害関係会計事務に関する事。
町民部 (環境生活課長)	町民班 (町民課長)	町民課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 町民部の統括に関する事。 2 被災地等清掃作業関係の統括に関する事。 3 ごみ処理に関する事。 4 埋火葬に関する事。
	環境班(課長補佐)	環境生活課環境管理係員	
	税務班 (税務課長)	税務課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者及び家屋の被害調査に関する事。 2 税等の減免に関する事。 3 罹災証明書の発行(臨時窓口設置の場合)
福祉部 (福祉課長)	福祉班 (福祉課長補佐 又は地域福祉係長)	福祉課員(福祉事務所員)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の運営、被災者の収容及び介護の総括に関する事。 2 社会福祉施設等の被害調査及び応急措置に関する事。 3 災害救助法に関する事。 4 被災者の応急相談に関する事。 5 日本赤十字社等社会福祉団体との連絡に関する事。 6 応急救助経費の予算執行に関する事。 7 応急救助物資の配布及び貸与に関する事。 8 義援金品の受付及び配分に関する事。 9 死体の捜索及び処理に関する事。 10 迷子に関する事。 11 高齢者世帯、障害者世帯等の救護に関する事。
	保健班 (保健課長)	保健課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護活動に関する事。 2 被災地域の防疫用薬剤資機材等の確保及び配分に関する事。 3 医療機関との連絡調整に関する事。 4 救急医薬品、衛生資機材等の確保及び配分に関する事。 5 被災地域、避難所における感染症の予防及び調査に関する事。 6 保健・衛生施設等の被害調査及び応急措置に関する事。

産業部 (農林課長)	産業班 (農林課長補佐 又は農業振興 係長)	農林課員 農業委員会事務 局員	<ol style="list-style-type: none"> 1 産業部の統括に関する事 2 農産物の被害調査に関する事 3 家畜の被害調査に関する事 4 苗、種子、肥料、消毒薬剤、飼料等の確保及びあつ旋に関する事。 5 家畜の防疫に関する事。 6 農業被害に対する金融措置に関する事。 7 農業協同組合等との連絡調整に関する事。 8 林産物の被害調査に関する事。 9 林業被害に対する金融措置に関する事。 10 森林組合等との連絡調整に関する事。 11 漁業被害に対する金融措置に関する事。 12 漁業協同組合等との連絡調整に関する事。
	商工観光班 (商工観光課 長)	商工観光課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業等の被害状況の把握及び災害応急対策に関する事。 2 被災中小企業に対する金融措置並びに経営指導及び相談に関する事。 3 商工団体との連絡調整に関する事。 4 観光客に関する事。 5 観光施設の被害状況の把握及び災害応急対策に関する事。
建設部 (建設課長)	建設班 (建設課長補佐 又は管理係長)	建設課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 建設部の総括に関する事。 2 道路交通情報の収集及び広報依頼に関する事 3 道路・橋梁・河川関係の被害調査及び応急復旧に関する事。 4 災害用資材調達 5 危険箇所等の警戒巡視に関する事。 6 町営住宅の被害調査及び応急修理に関する事。 7 住居に係る障害物の除去に関する事。 8 応急住宅の建設工事及び応急修理に関する事。 9 応急架設住宅入居者の選定に関する事。 10 復旧に係る建築指導及び相談に関する事。 11 土木関係災害復旧事業の総括に関する事。 12 農地、山林、林道、農林業用施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 13 被災建築物危険度判定に関する事。
	下水道班 (下水道係長)	環境生活課 下水道係員	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 下水道施設の維持管理に関する事。 3 指定工事店との連絡調整に関する事。 4 下水道復旧資材等の調達に関する事。 5 広島県水道広域連合企業団との連携に関する事。
教育部 (学校教育課 長)	学校教育班 (学校教育課長 補佐又は学校 総務係長)	学校教育課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育部の統括に関する事。 2 学校施設の被害調査、開放及び応急復旧に関する事。 3 通学路の被害調査に関する事。 4 教職員の動員に関する事。 5 被災児童及び生徒の教科書、学用品等の被害調査に関する事。 6 被災学校の保健衛生に関する事。 7 被災児童及び生徒の学用品の調達あつ旋に関する事。 8 被災学校の応急教育に関する事。 9 教育備品の被害調査及び復旧措置に関する事。 10 部内の応援に関する事。 11 職員の支部派遣に関する事。

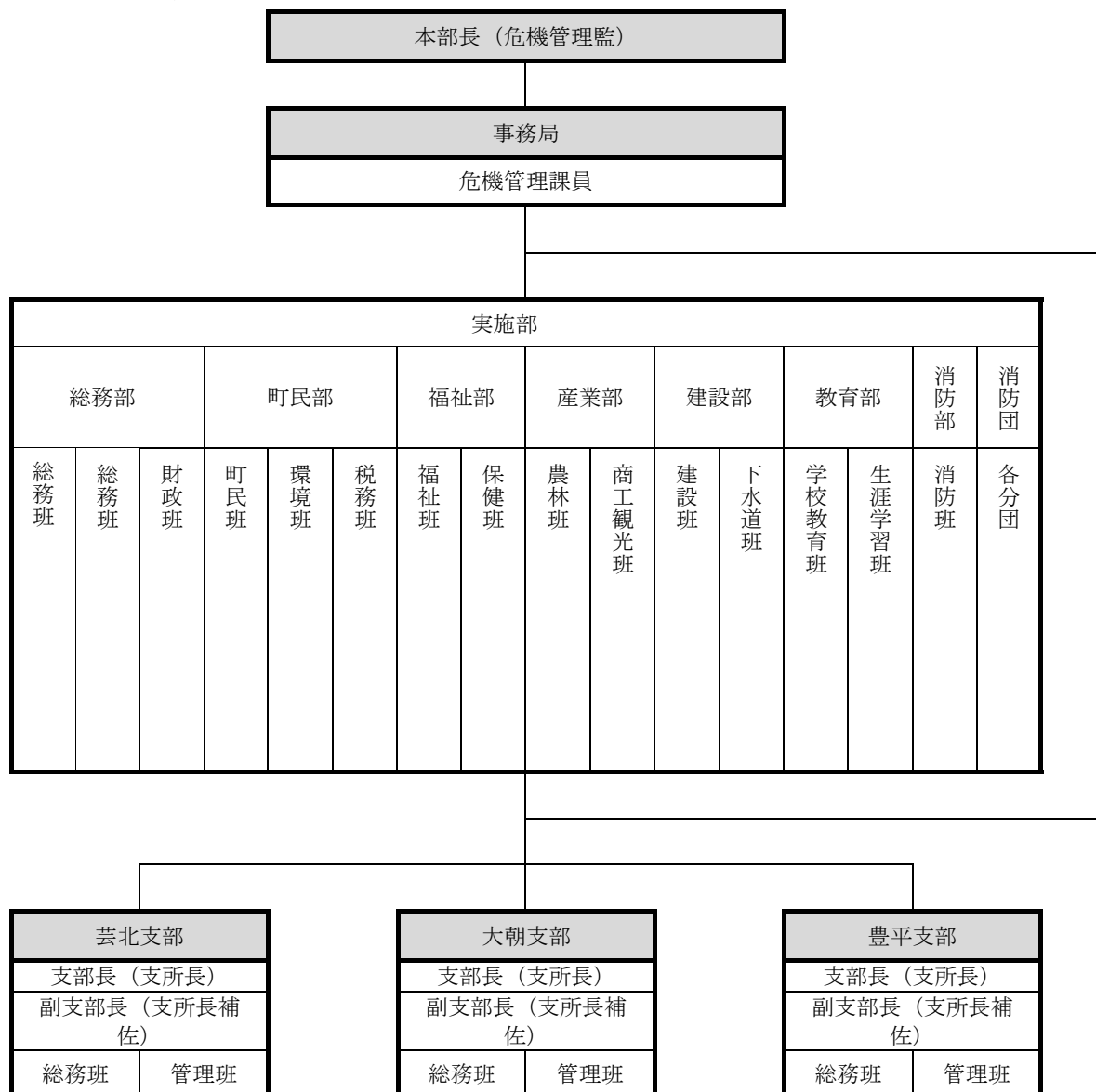
	生涯学習班 (生涯学習課長)	生涯学習課員	1 公民館、文化施設、体育施設等の被害調査、開放及び施設の 応急復旧に関する事。こと。 2 指定管理施設の避難所運営に関する事。こと。 3 文化財の被害防止に関する事。こと。
消防部 (消防長)	消防班 (次長) (総務課長) (消防課長) (消防署長)	消防本部総務 課員 消防本部消防 課員 消防署員	1 救助活動 2 消防活動（消防団活動との連携）に関する事。こと。 3 避難指示等の伝達に関する事。こと。 4 消防関係情報の収集及び報告に関する事。こと。 5 火災等の被害調査に関する事。こと。 6 罹災証明書発行(火災)
消防団 (消防団長)	消防団 (副団長)	各分団員	1 救助活動 2 消防活動（消防署との連携）に関する事。こと。 3 避難指示等の伝達に関する事。こと。 4 消防関係情報の収集及び報告に関する事。こと。 5 火災等の被害調査に関する事。こと。

■ 災害対策支部の組織及び分掌事務（各支部共通）

部 名	班 名	主たる構成員	分 掌 事 務
支部 (支所長)	総務班 (支所長補佐 又は地域づく り係長)	地域づくり係 員	1 学校施設、公民館、文化施設、体育施設の避難所被害調査及 び開放に関する事。こと。(教育部、総務部規格班と連携) 2 避難所の設置、被災者の収容及び介護に関する事。こと。(福祉 課と連携) 3 被災者の把握、応急相談に関する事。こと。 4 災害対策本部との連絡調整に関する事。こと。 5 支部地域災害情報・気象状況の収集伝達に関する事。こと。 6 職員の動員・配置状況に関する事。こと。(総務部総務班と連携) 7 罹災証明の発行に関する事。こと。(危機管理課と連携) 8 ごみ処理に関する事。こと。(町民部と連携)
	管理班 (支所長補佐 又は産業建設 係長)	産業建設係員	1 下水道等の被害調査及び応急復旧に関する事。こと。(建設部下 水道班と連携) 2 道路関係の被害調査及び応急復旧に関する事。こと。(建設部建 設班と連携) 3 河川関係の被害調査及び応急復旧に関する事。こと。(建設部建 設班と連携) 4 町営住宅及び社会福祉施設等の被害調査及び応急措置に関 する事。こと。(建設部建設班と連携) 5 農地、山林、林道、農林業施設の被害調査に関する事。こと。(建 設部建設班と連携) 6 農林水産物の被害調査に関する事。こと。(産業部産業班と連携)

注：() 内は支部長又は班長相当職

■ 北広島町災害警戒本部組織図



■ 災害警戒本部の組織及び分掌事務

部 名	班 名	主たる構成員	分 掌 事 務
危機管理課（ 危機管理監）		危機管理課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置及び廃止に関する事。 2 県災害対策本部との連絡調整に関する事。 3 防災関係各機関との連絡調整に関する事。 4 災害応急対策に関する事。 5 消防団との調整に関する事。 6 自衛隊及び他の地方公共団体等に対する応援依頼に関する事。 7 気象状況の収集伝達に関する事。 8 罹災証明の発行に関する事。（災害の状況に応じ臨時窓口を税務課に設置）
総務部 （総務課長）	総務班 （総務課長 補佐又は総務係長、議会議務局長）	総務課員 議会議務局長	<p>【DX推進係】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対策本部用PC・庁内ネットワーク及び機器の設置に関する事 2 庁舎内電話回線の保守管理に関する事。 3 臨時有線電話の応急架設に関する事。 4 ちゅび° COM施設の被害調査及び応急普及に関する事。 5 本部、関係機関から提供される防災情報の放送・広報に関する事。 6 記録写真、記録映像の作成に関する事。 <p>【行政管理係】</p> <ol style="list-style-type: none"> 7 職員の動員・配置に関する事。 8 各部各班各支部との連絡調整に関する事。 9 受援体制（人員等）の整備に関する事。 <p>【総務係・議会議務局長】</p> <ol style="list-style-type: none"> 10 災害対策本部、応援者の執務室の確保。 11 応援者の駐車場の確保。 12 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 13 電話等による災害情報の連絡、報告を記録（災害状況メモ） 14 災害対策本部の庶務に関する事。 15 報道機関に対する情報提供、各種情報の提供、協力要請その他連絡に関する事。 16 災害に係る議会活動に関する事。
	企画班 （まちづくり推進課長）	まちづくり推進課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害視察者及び見舞客の接遇に関する事。 2 民間団体に対する協力要請・受援に関する事。 3 職員の給食及び衛生管理に関する事。 4 車両の調整及び緊急輸送計画に関する事。 5 被災者相談窓口に関する事。 6 路線バス、タクシー事業者等との連絡調整に関する事。 7 地域づくりセンター、指定管理施設の開放及び施設の被害調査、応急復旧に関する事。 8 指定管理施設の避難所運営に関する事。
	財政班 （財政政策課長、管財課長、	財政政策課員 管財課員 会計室員	<ol style="list-style-type: none"> 1 町庁舎、所管財産の災害予防及び応急復旧に関する事。 2 復旧資材等の調達に関する事。 3 公有財産（普通財産）の緊急使用許可に関する事。

	会計室長)		<ul style="list-style-type: none"> 4 食料（義援食料含む）の調達及び支給、非常炊出しに関する事 5 緊急資機材物品等の調達及び借上げに関する事 6 災害対策の予算の措置に関する事 7 災害関係経費集約に関する事 8 災害に伴う財政計画の編成及び財政に関する県、国との連絡に関する事 9 災害関係会計事務に関する事
町民部 (環境生活課長)	町民班 (町民課長)	町民課員	<ul style="list-style-type: none"> 1 町民部の統括に関する事 2 被災地等清掃作業関係の統括に関する事 3 ごみ処理に関する事 4 埋火葬に関する事
	環境班 (課著補佐)	環境生活課環境管理係員	
	税務班 (税務課長)	税務課員	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災者及び家屋の被害調査に関する事 2 税等の減免に関する事 3 罹災証明書の発行 (臨時窓口設置の場合)
福祉部 (福祉課長)	福祉班 (福祉課長補佐又は地域福祉係長)	福祉課員 (福祉事務所員)	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難所の運営、被災者の収容及び介護の総括に関する事 2 社会福祉施設等の被害調査及び応急措置に関する事 3 災害救助法に関する事 4 被災者の応急相談に関する事 5 日本赤十字社等社会福祉団体との連絡に関する事 6 応急救助経費の予算執行に関する事 7 応急救助物資の配布及び貸与に関する事 8 義援金品の受付及び配分に関する事 9 死体の捜索及び処理に関する事 10 迷子に関する事 11 高齢者世帯、障害者世帯等の救護に関する事
	保健班 (保健課長)	保健課員	<ul style="list-style-type: none"> 1 医療救護活動に関する事 2 被災地域の防疫用薬剤資機材等の確保及び配分に関する事 3 医療機関との連絡調整に関する事 4 救急医薬品、衛生資機材等の確保及び配分に関する事 5 被災地域、避難所における感染症の予防及び調査に関する事 6 保健・衛生施設等の被害調査及び応急措置に関する事

産業部 (農林課長)	産業班 (農林課長補佐 又は農業振興 係長)	農林課員 農業委員会事務 局員	<ol style="list-style-type: none"> 1 産業部の統括に関する事 2 農産物の被害調査に関する事 3 家畜の被害調査に関する事 4 苗、種子、肥料、消毒薬剤、飼料等の確保及びあつ旋に関する事。 5 家畜の防疫に関する事。 6 農業被害に対する金融措置に関する事。 7 農業協同組合等との連絡調整に関する事。 8 林産物の被害調査に関する事。 9 林業被害に対する金融措置に関する事。 10 森林組合等との連絡調整に関する事。 11 漁業被害に対する金融措置に関する事。 12 漁業協同組合等との連絡調整に関する事。
	商工観光班 (商工観光課 長)	商工観光課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業等の被害状況の把握及び災害応急対策に関する事。 2 被災中小企業に対する金融措置並びに経営指導及び相談に関する事。 3 商工団体との連絡調整に関する事。 4 観光客に関する事。 5 観光施設の被害状況の把握及び災害応急対策に関する事。
建設部 (建設課長)	建設班 (建設課長補佐 又は管理係長)	建設課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 建設部の総括に関する事。 2 道路交通情報の収集及び広報依頼に関する事 3 道路・橋梁・河川関係の被害調査及び応急復旧に関する事。 4 災害用資材調達 5 危険箇所等の警戒巡視に関する事。 6 町営住宅の被害調査及び応急修理に関する事。 7 住居に係る障害物の除去に関する事。 8 応急住宅の建設工事及び応急修理に関する事。 9 応急架設住宅入居者の選定に関する事。 10 復旧に係る建築指導及び相談に関する事。 11 土木関係災害復旧事業の総括に関する事。 12 農地、山林、林道、農林業用施設の被害調査及び応急復旧に関する事。
	下水道班 (下水道係長)	環境生活課 下水道係員	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 下水道施設の維持管理に関する事。 3 指定工事店との連絡調整に関する事。 4 下水道復旧資材等の調達に関する事。 5 広島県水道広域連合企業団との連携に関する事。
教育部 (学校教育課 長)	学校教育班 (学校教育課長 補佐又は学校 総務係長)	学校教育課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育部の統括に関する事。 2 学校施設の被害調査、開放及び応急復旧に関する事。 3 通学路の被害調査に関する事。 4 教職員の動員に関する事。 5 被災児童及び生徒の教科書、学用品等の被害調査に関する事。 6 被災学校の保健衛生に関する事。 7 被災児童及び生徒の学用品の調達あつ旋に関する事。 8 被災学校の応急教育に関する事。 9 教育備品の被害調査及び復旧措置に関する事。

			10 部内の応援に関する事。 11 職員の支部派遣に関する事。
	生涯学習班 (生涯学習課長)	生涯学習課員	1 公民館、文化施設、体育施設等の被害調査、開放及び施設の応急復旧に関する事。 2 指定管理施設の避難所運営に関する事。 3 文化財の被害防止に関する事。
消防部 (消防長)	消防班 (次長) (総務課長) (消防課長) (消防署長)	消防本部総務課員 消防本部消防課員 消防署員	1 救助活動 2 消防活動(消防団活動との連携)に関する事。 3 避難指示等の伝達に関する事。 3 消防関係情報の収集及び報告に関する事。 4 火災等の被害調査に関する事。 5 罹災証明書発行(火災)
消防団 (消防団長)	消防団(副団長)	各分団員	1 救助活動 2 消防活動(消防署との連携)に関する事。 3 避難指示等の伝達に関する事。 3 消防関係情報の収集及び報告に関する事。 4 火災等の被害調査に関する事。

■ 災害警戒支部の組織及び分掌事務(各支部共通)

部名	班名	主たる構成員	分掌事務
各支部 (支所長)	総務班 (支所長補佐 又は地域づくり係長)	地域づくり係員	1 学校施設、公民館、文化施設、体育施設の避難所被害調査及び開放に関する事。(教育部、総務部規格班と連携) 2 避難所の設置、被災者の収容及び介護に関する事。(福祉課と連携) 3 災害警戒本部との連絡調整に関する事。 4 支部地域災害情報の収集に関する事。 5 職員の動員・配置状況に関する事。(総務部総務班と連携) 6 支部地域の気象状況の収集伝達に関する事。 7 避難所の設置、被災者の収容及び介護に関する事。(福祉課と連携) 8 被災者相談窓口に関する事。 9 避難所の設置、被災者の収容及び介護に関する事。(福祉課と連携) 10 被災者の応急相談に関する事。 11 罹災証明の発行に関する事。(危機管理課と連携) 12 ごみ処理に関する事。(町民部と連携)
	管理班 (支所長補佐 又は産業建設係長)	産業建設係員	1 下水道等の被害調査及び応急復旧に関する事。(建設部下水道班と連携) 2 道路関係の被害調査及び応急復旧に関する事。(建設部建設班と連携) 3 河川関係の被害調査及び応急復旧に関する事。(建設部建設班と連携) 4 被災者及び家屋(町営住宅を含む。)の被害調査に関する事。(建設部建設班と連携) 5 町営住宅及び社会福祉施設等の被害調査及び応急措置に関する事。(建設部建設班と連携) 6 農地、山林、林道、農林業施設の被害調査に関する事。

			7 農林水産物の被害調査に関すること。(産業部産業班と連携)
--	--	--	--------------------------------

注：()内はは支部長又は班長相当職

第2項 地震に関する情報等の伝達に関する計画

1 方針

この計画は、町内に地震が発生した場合において、防災関係機関が災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、地震に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

2 地震の情報収集・伝達

(1) 町内の地震動等の観測施設

ア 気象庁が行う地震動の観測施設

町内には、地震観測装置が北広島町都志見に設置されて震度の観測を行っている。
このほか計測震度計が北広島町有田に整備され震度の観測を行っている。

イ 県が行う地震動の観測

町内には、県が計測震度計を北広島町大朝に設置し、震度情報を県庁に送信する震度情報ネットワークシステムを整備している。

ウ 防災独立行政法人防災科学技術研究所が行う地震動の観測

防災科学技術研究所は、全国に全国強震観測網（K-NET）を整備し、強震記録や震度データの収集を行っており、町内には、北広島町豊平郵便局及び北広島町川小田で観測を行っている。

(2) 地震に関する情報の種類と内容

ア 伝達基準

(ア) 県内で震度1以上の地震を観測したとき。

(イ) その他、地震及び津波に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。

なお、公衆の利便をさらに増進させるために必要があると認めた場合は、広島地方気象台で収集した資料及び状況を気象庁の情報に付加して発表する。

イ 種類及び内容

地震に関する情報の種類と内容は次のとおりである。

種類	内容
震度速報	地震発生約1分半後に震度3以上を観測した地域名（全国を190に区分）と震度、地震の発生時刻を発表
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）、その規模（マグニチュード、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表

第3項 住民等の避難誘導に関する計画

1 方針

地震により、建築物、工作物の破損や広範囲な火災、がけ崩れ、土石流等が発生した場合には町長又はその他関係法令に基づく避難の措置の実施責任者は、必要に応じ避難のための措置をとり、人命の安全確保に努める。

特に、町長は、災害発生時において適切な措置をとるため、あらかじめ指定緊急避難場所等の指定を行い、平素から住民への周知徹底を図るとともに、住民を含めた訓練に努めることとする。

この計画では、避難の指示等、避難誘導について定める。

2 避難の指示等

(1) 避難の指示等する者

避難の措置の実施責任者は、関係法令の規定に基づき、次により避難の指示等を行う。

ア 災害対策基本法による場合

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条 項
町 長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体を保護し、災害の拡大を防止するため必要な場合。	避難指示する。	災害対策基本法 第 60 条第 1 項
知 事	同上的場合 災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	同 上	災害対策基本法 第 60 条第 5 項
警 察 官 海上保安官	同上的場合 町長が指示できないとき 又は町長が要求したとき。	立退き、立退き先を指示する。	災害対策基本法 第 61 条
町 長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定した場合。	警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者の立ち入り制限、禁止又は当該区域からの退去を命ずる。	災害対策基本法 第 63 条第 1 項
警 察 官 海上保安官	同上的場合 町長又は委任を受けた町の吏員現場にいないとき 又は町長等が要求したとき。	同 上	災害対策基本法 第 63 条第 2 項
自 衛 官	同上的場合 町長又は町長その他の職権を行うことができる者がその場にいないとき。	同 上	災害対策基本法 第 63 条第 3 項

イ その他の法令による場合

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条 項
消防吏員 消防団員	火災の現場で消防警戒区域を設定した場合。	区域から退去を命令。	消 防 法 第 28 条第 1 項
警 察 官	同上的場合 消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき。	同 上	消 防 法 第 28 条第 2 項
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	水防上緊急の必要があるため、警戒区域を設定した場合。	区域から退去を命令。	水 防 法 第 14 条第 1 項
警 察 官	同上的場合 水防団長等が現場にいないとき、又は水防団長等の要求があったとき。	同 上	水 防 法 第 14 条第 2 項
知事、その命を受けた県職員、水防管理者	洪水、高潮の氾濫により著しい危険が切迫したとき	必要と認める区域の居住者に立退きを指示。	水 防 法 第 22 条
知事、その命を受けた県職員	地すべりの危険が切迫した場合。	必要と認める区域内の居住者に立退きを指示。	地すべり等防止法第 25 条
警 察 官	人の生命、身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合。	関係者に警告を発する。危害を受けるおそれのある者を避難させる。	警察官職務執行法第 4 条
自 衛 官	災害派遣を命ぜられた自衛官は警察官がその場にいるとき、警察官職務執行法第 4 条並びに第 6 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定を準用する場合。	同 上	自衛隊法第 94 条

(2) 避難の指示等の内容等

ア 法令により権限を有するものは、災害発生のおそれがある場合に避難情報を発し自発的な避難を促す。

イ 災害による危険が切迫している場合は、避難の指示等を発し、避難させる。

ウ 避難の指示等をしても徹底しない場合は、警察官職務執行法第 4 条の規定による警察官の措置により避難させる。

エ 法令により権限を有する町長が不在の場合は、その職務を副町長が代行する。

オ 全般的な発令の基準は次のとおりとする。

区 分	発 令 の 基 準
避難指示	状況の悪化によって、事前に避難を要すると判断されるとき。 災害を覚知し、かつ、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。
緊急安全確保	災害が発生又は切迫している状況において、立退き避難することがかえって危険である場合、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう促したいとき。

カ 避難の指示等についての注意事項

(ア) 指示は、発表者、避難を命ずる理由、避難対象地域、避難場所及び経路を明確にする。

(イ) 町は、あらかじめ災害の発生状況、土砂災害等の危険箇所の異常の有無等、避難の指示等を発するための情報の収集方法等について定めておく。

(ウ) 町は、あらかじめ、避難の指示を住民に伝達する方法を明らかにし、住民に徹底しておく。

(オ) 各法令に定める措置権者は、相互の連絡を密にして、災害時に混乱を生じないように事前に協議しておく。

(3) 住民への周知及び関係機関への連絡

避難の指示等をした者又は機関は、速やかに当該地域の住民に対して、その内容を周知するとともに、関係機関に対して連絡する。

ア 住民への周知徹底

避難の措置を実施した者は、速やかにその内容をきたひろ情報アプリ、きたひろネット、広報車、半鐘、サイレン、テレビ（CATVを含む。）、ラジオ、携帯電話（登録制メール、エリアメール等を含む。）、インターネットなど、情報の受け手に応じて多種多様な手段を通じ又は直接住民に伝達する。また、必要に応じて、防災関係機関及び自主防災組織の協力を得て住民への周知徹底を図る。この場合において、高齢者や障害者等の避難行動要支援者や一時滞在者等に対する伝達について十分配慮するものとする。

イ 関係機関の相互連絡

町、県、県警察、自衛隊及び海上保安庁は、避難の措置を行ったときはその内容について相互に連絡通報する。

(4) 防災上重要な施設の避難対策

病院、学校、劇場、百貨店、旅館、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ避難場所、避難路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、町長が避難の指示等を発令した場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全確保に努める。

保育所、幼稚園、小・中学校等保護を必要とする園児、児童、生徒等がいる学校（以下「学校等」という。）並びに病院及び社会福祉施設等（以下「病院等」という。）においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。

ア 学校等においては、園児、児童、生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。

イ 病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団的に避難させる場合に備えて、平素から収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

3 避難の誘導

(1) 避難誘導に当たる者

- ア 町職員、警察官、消防署員その他の避難措置の実施者
- イ 自主防災組織のリーダー等

(2) 避難誘導の方法

- ア 避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し、または、あらかじめ避難場所・避難路沿い等に、町長は案内標識を設置するなどして、住民が速やかに避難できるようにしておくものとする。
- イ 避難は幼少児、女性、高齢者及び障害者を優先する。
- ウ 高齢者、障害者等自力で避難の困難な避難行動要援護者に関しては、事前に援助者を決めておく等の避難支援プラン（全体計画・個別計画）を作成して支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。
- エ 避難の指示等に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。
- オ 避難場所又は避難経路に障害物あるいは危険物がある場合は、町長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。
- カ 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶等による避難についても検討し、必要に応じて実施するものとする。

(3) 再避難の措置

避難誘導に当たる関係防災機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難等の措置を講ずる。

第3節 災害発生後の応急対策

第1項 災害情報計画

1 方針

この計画は、町内に地震が発生し、又は地震が発生した場合において、防災関係機関が災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、地震に関する災害情報、その他災害に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

2 情報の収集伝達手段

市町における情報の収集及び伝達手段は、次のとおりである。

(1) 情報の収集手段

- ア 住民からの電話、ファクシミリ、口頭による情報
- イ パトロール車等による巡回
- ウ 有線電話による収集
- エ 地元消防機関、警察署からの電話、ファクシミリ等による通報
- オ その他地元関係機関からの電話、ファクシミリ等による通報
- カ タクシー会社等無線施設所有者からの情報
- キ 地元アマチュア無線のボランティアの活用
- ク マスコミの報道
- ケ 広島県震度情報ネットワークシステムの活用
- コ 広島県防災情報システムの活用

(2) 関係機関への伝達手段

- ア 電話、ファクシミリ、メール、口頭による報告
- イ 市町地域防災無線の活用
- ウ 県総合行政通信網（防災行政無線、衛星通信）の活用
- エ コミュニティFM、CATVの活用
- オ 登録制メール、エリアメールの活用
- カ 地元アマチュア無線のボランティアの活用

(3) その他の収集伝達手段

インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

3 情報の収集伝達経路

(1) 通常の場合（災害対策本部を設置していない場合）の経路

- ア 災害の予防、未然防止又は拡大防止のための情報

町長は、災害が発生するおそれのある異常な現象について通報を受けたときは、災害対策基本法第54条第4項の規定により速やかにその旨を県危機管理監に通報する。また、緊急な対応を要する場合は、同時に関係のある県地方機関に通報する。

イ その他の情報

災害応急対策責任者は、災害に関係のある事実又は情報を知ったとき、及び自己の管理する施設が災害を受けたときは、その情報及び被害の概況並びに災害に対してとった措置の概要を県危機管理監に通報する。

ウ 災害に関する民間団体への通知

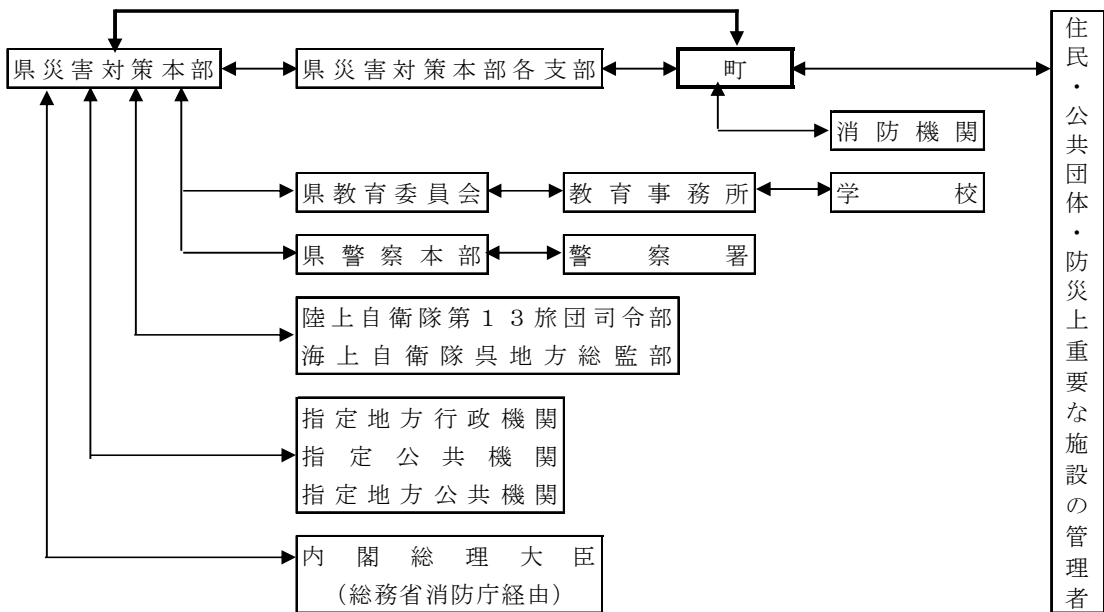
前記ア、イの経路により情報を受けた関係機関は、必要と認めるときは、関係のある民間団体に通報する。

エ 災害応急対策責任者相互の被害状況の情報交換

災害応急対策責任者は、災害に関する情報の収集に努めるとともに、災害に関係のある事故又は情報を知ったとき及び自己の管理する施設が被害を受けたときは、被害の状況及びその災害に対してとった措置をできるだけ相互に通報しあう。

(2) 災害対策本部を設置した場合の経路

災害対策本部（情報連絡班）を設置した場合の災害情報の収集伝達は、次の経路によって行うものとする。



4 地震災害発生及び被害状況報告・通報

地震災害が発生した場合は、応急対策を迅速に実施するため、町は災害対策基本法及びその他関係法令の規定に基づき、県に対し災害発生報告及び被害状況報告を速やかに実施する。

なお、町からの報告は原則として、広島県防災情報システム（被害情報収集提供機

能)を利用して行う。

また、町は、地震発生直後については、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。おって、報告は県へ行くことを原則とするが、当該町の区域内で震度5強以上を記録したものについては、直接、総務省消防庁へも報告するものとする。

県に報告できない場合にあっては、直接内閣総理大臣（総務省消防庁経由）へ報告するものとする。

大規模災害の発生による町機能の喪失等により、町が県への被害報告を行うことが困難となった場合、県は、多様な手段を用いて、直接、情報収集に努める。

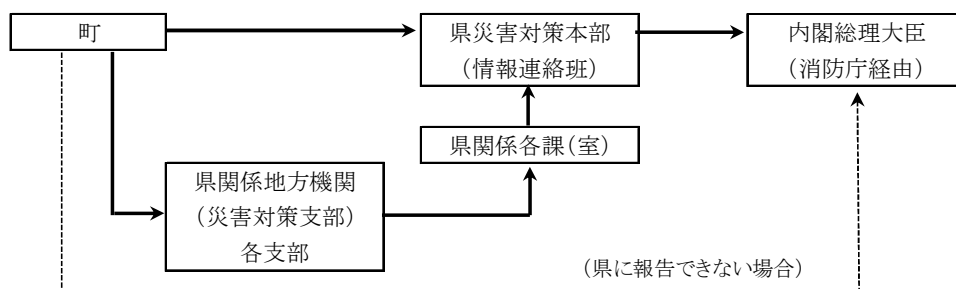
県及び町は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、官邸及び政府本部を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

(1) 災害発生報告

応急対策実施のため、災害対策基本法第53条第1項の規定により行う報告で、災害発生状況の迅速な把握を主眼とする。

ア 伝達経路

災害発生報告は、次の経路により行う。(災害対策本部が設置されていない場合は「県災害対策本部」は「危機管理監」と読み替える。)



※内閣総理大臣へ連絡する場合の連絡先 (以下、この節において同じ)

(総務省消防庁)

回線別		区分	平日 (9:30~18:30) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
N T T回線	電 話		03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X		03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話		7-90-49013	7-90-49101~49103
	F A X		7-90-49033	7-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電 話		77-048-500-90-49013	77-048-500-90-49101~49103
	F A X		77-048-500-90-49033	77-048-500-90-49036

イ 災害発生報告の様式

災害発生報告は、報告の迅速かつ的確を期すため、原則として次の様式(表1)に

より行う。

ウ 消防機関への通報が殺到した場合の報告

災害により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を町は直ちに消防庁及び県に対し報告するものとする。

この場合、即報の迅速性を確保するため、町から直接、広島県防災情報システム(被害情報収集提供機能)、電話、ファクシミリ等最も迅速な方法により報告するものとする。

エ 県に報告することができない場合の災害発生の報告

町が県に報告できない場合の災害発生の報告先は、内閣総理大臣(総務省消防庁経由)とする。

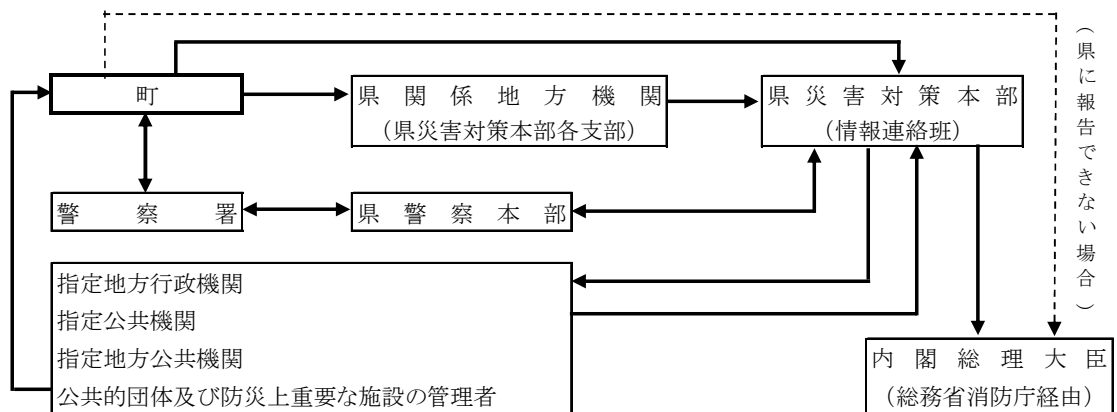
なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

(2) 被害状況の報告及び通報

応急対策の実施及び災害復旧のため、関係法令等の規定により行う報告及び通報で、応急対策の実施及び復旧の措置を講ずるために必要な被害状況を把握することを主眼とする。

ア 伝達経路

被害状況報告及び通報は、次の経路により行う。



イ 被害状況の報告等

(ア) 町は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む。)、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、山県警察署等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが

判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡するものとする。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

(イ) 地震発生直後については、災害対策本部（災害対策本部を設置していない場合は、危機管理監課）は、次の様式（表2）に基づき被害状況を取りまとめ、県に報告するとともに、災害応急対策及び災害復旧に資する。

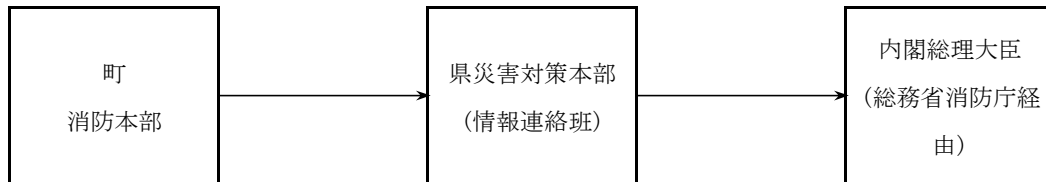
ウ 県に報告することができない場合の被害状況の報告

町が県に報告できない場合の被害状況の報告先は、内閣総理大臣（総務省消防庁経由）とする。

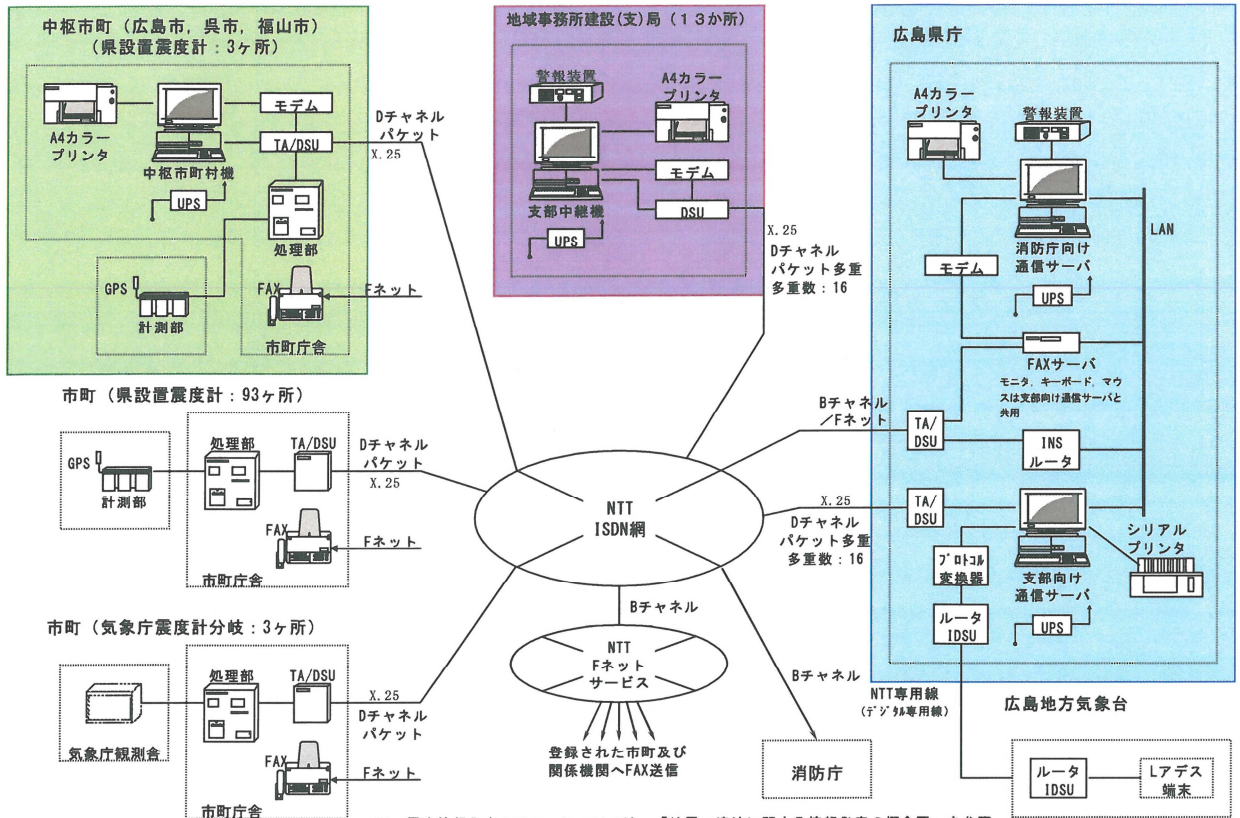
なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

エ 人の被害についての即報

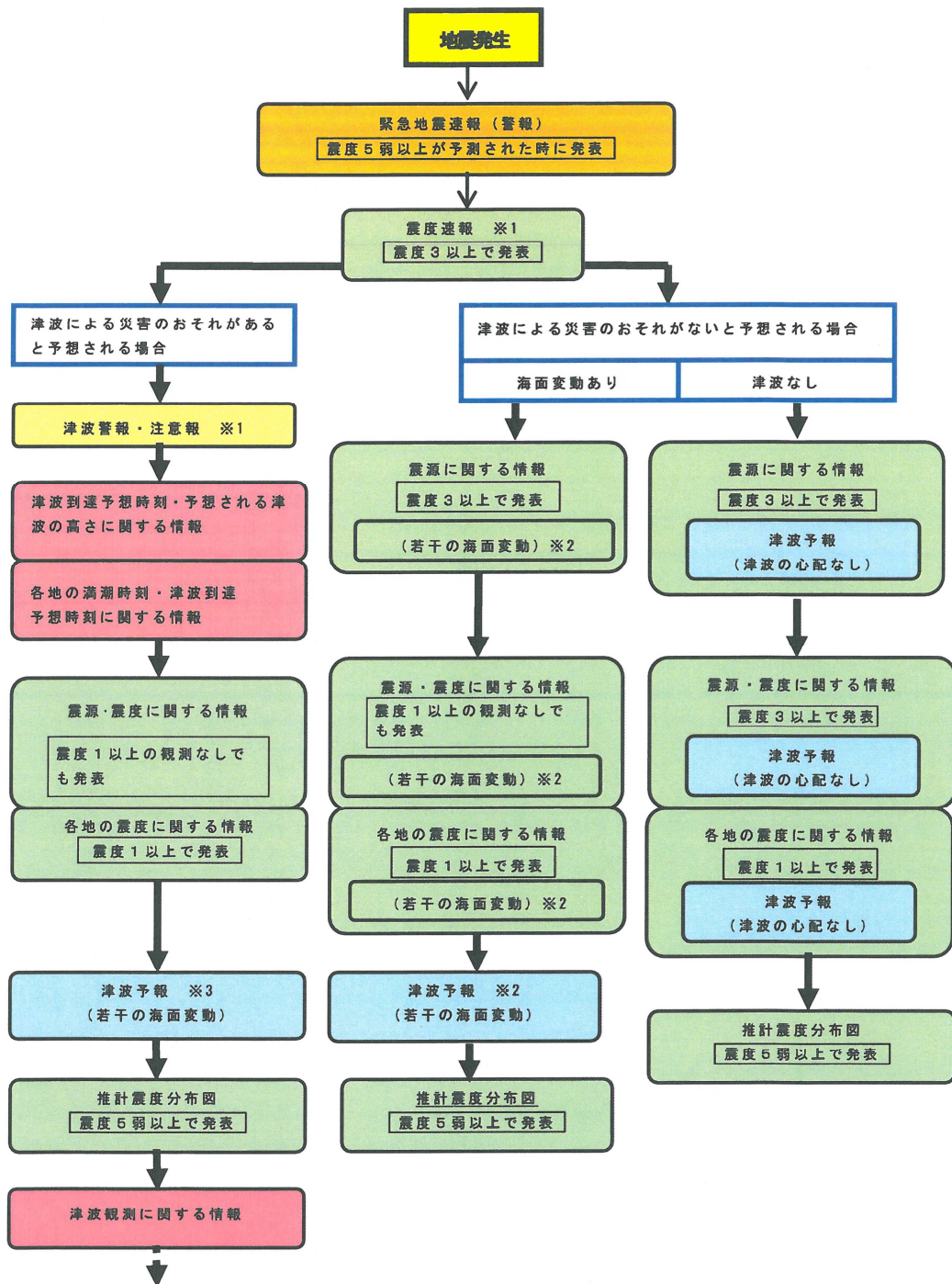
町及び消防本部が、災害による人の被害についての情報を入手した場合は、広島県防災情報システムを利用して、速やかに県災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は県危機管理監）に伝達する。



広島県震度情報ネットワークシステムの構成



■ 地震・津波に関する情報発表の概念図



※1 津波警報等を震度速報より早く発表する場合あり。

※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配ない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区を発表する。

※3 津波警報等を発表している津波予報区以外で、海面変動が予想される津波予報区に発表する。

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

1. 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
2. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
3. 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
4. この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
5. この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
6. この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

■ 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

■ 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

- (注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
- (注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

■ 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

- (注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

■ 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{*1} や液状化 ^{*2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{*3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

■ ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある [*] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [*] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

■ 大規模構造物への影響

長周期地震動 [*] による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

(表1)

災 害 発 生 報 告

北広島町

月 日 時 分 受信				14 火災の発生状況				
発信者				15 交通途絶となった路線				
職氏名								
受信者	情報連絡班	氏名		16 破堤溢水した河川 海岸ため池				
	班							
1 調査日時	月	日	時 分	17 その他の被害				
2 発生場所								
人の被害	3 死者	人	氏名(生年月日)		災害に 対し と つ て い る 措 置	18 災害対策本部設置	月	日
	うち災害関連死者	〃	〃				時	分
	4 行方不明者	〃	〃 (〃)			19 避難の指示等状況	地区名	避難場所
	5 重傷者	〃	〃 (〃)					
住家の被害	6 軽傷者	〃	〃 (〃)		消防職員等の 出動状況	20 消防職員		
	7 全壊(全焼・流失)	棟	世帯	人		21 消防団員		
	8 半壊(半焼)	〃	〃	〃		22 警察官		
	9 一部破損	〃	〃	〃		23 その他		
	10 床上浸水	〃	〃	〃		計		
非住家の被害	11 床下浸水				24 その他の 応急措置			
	12 学校等公共建物							
	13 その他							

(表2)

被害総括表

月 日 時 分 現在 北広島町										
被害区分		被害内容			被害区分		被害内容		被害額(千円)	
① 人	ア 死者	人	氏名		④ 公 共 建 物	キ 保育所 保育園 幼稚園	公	棟		
	うち災害関連死者	〃	〃				私	〃		
	イ 行方不明者	〃	〃			ク 専修学校 各種学校	公	〃		
	ウ 重傷者	〃	〃				私	〃		
	エ 軽傷者	〃	〃							
② 住 家	ア 全壊(焼・壊)	棟	世帯	人	ケ 病院			〃		
	イ 半壊(半焼)	〃	〃	〃		コ 官公庁その他			〃	
	ウ 一部破損	〃	〃	〃		⑤神社・仏閣・文化財			〃	
	エ 床上浸水	〃	〃	〃	⑥ 公 共 施 設	ア 道路被害	か所	〃		
	オ 床下浸水	〃	〃	〃		イ 橋梁被害	橋	〃		
③ 非 住 家	ア 全壊(焼・壊)	公 共 建 物		棟	⑦ 農 林 水 産 施 設	ウ 河川被害	か所	〃		
		そ の 他		〃		エ 砂防設備被害	〃	〃		
	イ 半壊(半焼)	公 共 建 物		〃		オ 治山施設被害	〃	〃		
		そ の 他		〃		ケ その他	〃	〃		
被害区分		被害内容		被害額(千円)						
④ 公 共 建 物	ア 小学校	公	か所		⑦ 農 林 水 産 施 設	ア 田	流失・埋没	ha		
		私	〃				冠水	〃		
	イ 中学校	公	〃			イ 畑	流失・埋没	〃		
		私	〃				冠水	〃		
	ウ 高等学校	公	〃			ウ 農道被害	か所			
		私	〃			エ 溜池・水路被害	〃			
	エ 大学	公	〃			オ 頭首工被害	〃			
		私	〃			カ 路面被害	〃			
	オ 高等専門学校	〃				カ 橋梁被害	橋			
	カ 盲学校 ろう学校 養護学校	〃								

用語の定義

人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊（全焼・流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊（半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、住損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位とする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物をいう。なお、官公庁、学校、病院、公民館、神社、仏閣などは非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	官公庁、学校、病院、公民館、幼稚園等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	※非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。	

公 共 土 木 施 設	公共土木施設	原則として公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設とする。
	道路被害	高速自動車道、一般国道、県道及び市町村道の一部が破損し、車両の通行が不能となった程度の被害とする。
	橋梁被害	市町村道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流出し、一般の渡橋が不能となった程度の被害とする。
	河川被害	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	砂防設備被害	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	地すべり防止施設被害	地すべり等防止法にいう地すべり防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	急傾斜地崩壊防止施設被害	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律にいう急傾斜地崩壊防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	治山施設被害	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法にいう林地荒廃防止施設（治山施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
農 林 水 産 業 施 設	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設とする。
	田畑の流失埋没	田畑の耕土流出、砂利等のたい積、畦畔の崩壊等により、耕作が不能になったものとする。
	田畑の冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	溜池・水路被害	溜池及び水路の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
そ の 他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、苗木等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	土石流	土石流危険渓流において土石流等が発生したもの又は土石流危険渓流以外において、土砂流出により、負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を受けたもの及び被害を受けるおそれが生じたものとする。

そ の 他	地 す べ り	地すべりが発生したものとする。
	が け 崩 れ	急傾斜地崩壊危険箇所において斜面崩壊が発生したもの又は急傾斜地崩壊危険箇所以外において斜面崩壊が発生した場合で、がけ崩れにより、負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を受けたものとする。
	船 舶 被 害	ろ、かいろのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	清 掃 施 設 被 害	ごみ処理及びし尿処理施設の被害とする。
	都 市 施 設 被 害	街路、公園等、下水道施設、都市排水施設で、地方公共団体の維持管理に属するものの被害とする。(維持管理に属することとなるものを含む。)
	自 然 公 園 等 施 設 被 害	自然公園法及び自然環境保全法に定める施設の被害で、施設利用が不能となった程度のものとする。
	水 道 (断 水)	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電 話 (不 通)	災害により通話不能となった電話の回線数のうち、最も多く通話不能となった時点における回線数とする。
	電 気 (停 電)	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ ス (停 止)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブ ロ ッ ク 塀 等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
そ の 他	各項に該当しない被害とする。	
罹 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家族の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	
罹 災 者	罹災世帯の構成員とする。	
被 害 総 額	物的被害の概算額とする。(千円単位)	
火 災 発 生	火災発生件数については、地震によるもののみ報告するものとする。	
安 否 不 明 者	当人と連絡が取れず安否がわからない者	

第2項 通信運用計画

1 方針

町、県及びその他防災関係機関は、震災時の通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため、広島県総合行政通信網の活用、公衆電気通信設備の優先利用及び防災関係機関保有の無線通信施設などの適切な利用により、非常通信の確保を図る。

2 広島県総合行政通信網の活用

町及び県は、広島県総合行政通信網の活用により、震災時における迅速かつ的確な通信連絡の確保を図る。

広島県総合行政通信網は、県庁と地方機関庁舎等を地上系多重回線で結ぶとともに、県庁と町及び消防本部とは、衛星系回線で構成した通信網である。

また、この通信網は、災害時には優先的に通信を確保するため、通信回線の統制機能を有するとともに、地域衛星通信ネットワークに加入している全国の地球局と音声、ファクシミリ、データ、映像の受発信機能を有するものである。

3 公衆電気通信設備の優先利用

(1) 加入電話の非常申込み

防災関係機関は、応急対策の実施等について緊急かつ特別の必要に備えて、NTT西日本に非常通話・非常電報の申込みを行うものとする。

区分	申入先	申込みダイヤル番号
非常・緊急通話	情報案内センター	「102」
非常・緊急電報	電報センター	「115」

(2) 優先利用の承認及び取扱い

前記(1)の非常・緊急通話(非常・緊急電報)扱いを利用する発信電話は、「災害時優先電話」として、あらかじめNTT西日本に申込みを行い、承諾を受けておくものとする。

優先扱い申込先	電話番号
116センター	「116」

また、災害対策用電話について変更があった場合は、速やかにNTT西日本に変更を申込み、承諾を受けておくものとする。

(3) 特設公衆電話(無償)の要請

防災関係機関は、災害救助法が適用された場合等に、避難場所等に設置する特設公衆電話(無償)を要請する。

要 請 先	電 話 番 号
NTT西日本中国支店設備部災害対策室	082-511-1377

(4) 臨時電話（有償）等の申込み

防災関係機関は、必要に応じ、30日以内の利用期間を指定して、加入電話の提供を受けるための契約電話（有料）を申し込む。

ア 固定電話

申 込 先	申込先ダイヤル番号
116センター	「116」

イ 携帯電話

申 込 先	電 話 番 号
ドコモ・ビジネスネット株式会社 モバイルレンタルセンター	0120-680-100

4 有線通信等が途絶した場合における代替措置

有線通信等が途絶した場合、防災関係機関は、次により通信の確保を図り、災害応急対策の迅速な実施を図るものとする。

(1) 防災関係機関設置の無線通信施設の利用

有線通信が途絶した場合は、防災関係機関の設置する無線による非常通信を優先する。非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じ、非常無線通信を発信する。

また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの、及び急迫の危険若しくは緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合には、必要に応じて非常通信を発信する。

なお、町は、町内における防災関係機関以外の者の所有する無線局について、あらかじめその実態を把握するとともに、その利用について協議し、マニュアル等を作成しておくものとする。

(2) 防災相互通信用無線局の使用

災害時には、異なる免許人の無線局間で通信ができるように共通の周波数を持った防災相互通信無線局を活用する。

ア 設置状況

中国地方における防災相互通信無線局の設置は、中国管区警察局、中国地方整備局、第六管区海上保安本部の各地方機関及び中国地方各県の自治体の一部である。

イ 通信方法

各無線局を防災相互通信用のチャンネルに切り替える。ただし、この使用は通信相手も同様のチャンネルにしておく必要がある。

(3) 放送機関に対する放送の依頼

町長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、放送機関に、災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を、あらかじめ協議して定めた手続きにより、知事を通じて依頼するものとする。

(4) アマチュア無線の活用

アマチュア無線局の実用通信（個人的な通信技術の興味によって行う通信以外の通信）は、通常時には禁じられているが、災害時において通信手段が途絶した際には非常通信として、これを活用することを図るものとする。

ア 県

県は、広島県アマチュア無線赤十字奉仕団及び社団法人日本アマチュア無線連盟広島県支部に対して、災害時における非常通信の協力を依頼する。

イ 町

町は、平素から地域内のアマチュア無線局の状況を把握するよう努めるとともに、災害時における非常通信の協力を依頼する。

(5) 移動体通信設備の利用

防災関係機関は、各種の情報連絡を行うために移動体通信設備（携帯電話）等の有効利用による緊急連絡手段の確保を図る。

(6) 非常通信協議会の活用

非常通信を確保するため、中国地方非常通信協議会を中心とする関係機関の無線施設を利用する。

5 通信施設の応急対策

(1) 公衆通信

NTTグループ会社は、関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信をそ通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し、通信サービスの確保を図る。

ア 通信の利用制限

災害等により通信のそ通が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき、通信の利用を制限（規制）する措置を行う。

イ 非常通信の確保

(ア) 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合、孤立地域及び避難場所等への特設公衆電話の設置に努める。

(イ) 公衆電話の無料化

広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。

ウ 通信設備の応急復旧

災害を受けた通信設備は、災害対策用機器を活用し、できるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。

エ 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」の運用

震度6弱以上の地震発生時や災害の発生により安否連絡が多発すると想定される場合等に、災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」の提供を運用する。

オ 広報活動（拡大防止策）

(ア) 広報車による広報活動を行う。広報する主な内容は次のとおりとする。

- a 被災地域と被災模様
- b 復旧のための措置と復旧見込時期

(イ) 必要に応じて、テレビ・ラジオ等による放送を報道機関に、また防災無線等による放送を行政機関に依頼するものとする。

(2) 専用通信

町、県、県警察、気象庁、国土交通省、海上保安庁、西日本旅客鉄道株式会社、西日本高速道路株式会社（NEXCO西日本）、更に電力、ガス会社等の無線を用いた専用通信は、災害時の情報連絡網として極めて重要な役割を持っている。

各機関は次の点に留意して、災害時に有効、適切な措置を行うものとする。

ア 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

イ 応急用資機材の確保

非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬形無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図るとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。

(3) 放送

地震及びこれに伴う二次災害の発生によって放送設備が故障し、放送が中断する場合に備えて、放送をできるだけ速やかに再開できるように、次のような対策の推進に努める。

ア 放送所が被災しても放送が継続できるように、可能な限り放送所内に最小限の予備の放送設備を設ける。

イ 中波放送については、可能な限り非常用放送設備を設ける。

ウ 放送番組中継回線及び防災関係機関との連絡回線が不通となった場合は、臨時無線回線の設定など放送の継続や災害情報の収集が確保できるよう措置する。

6 通信施設の機能確認及び運用訓練

町及び通信施設を保有する機関は、災害時等において迅速かつ的確に通信運用が行われるよう、定期的に機能確認を実施するとともに、平素から操作方法等の訓練を実施するものとする。

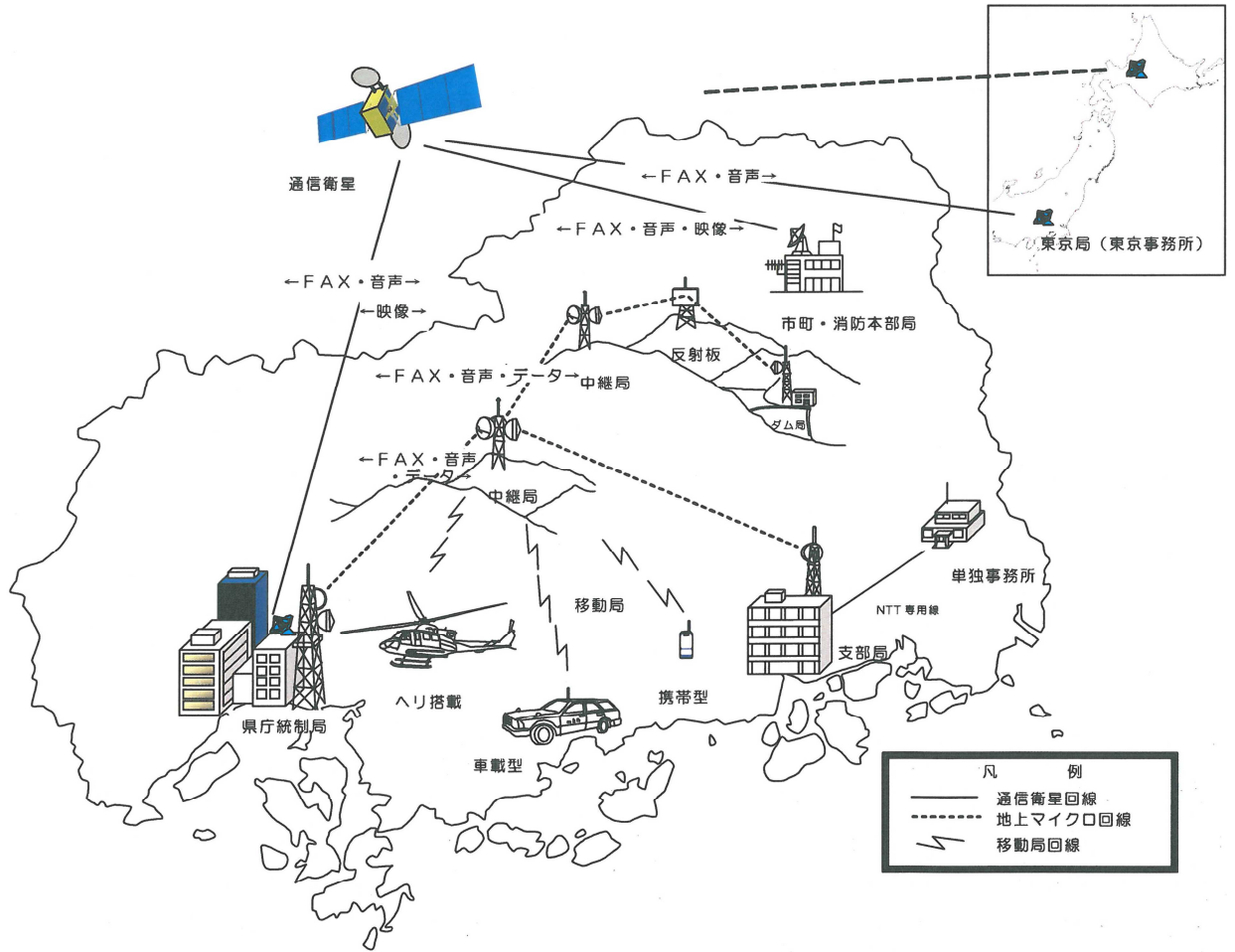
7 通信機器の供給の確保

町及び県は、災害応急対策に必要な通信機器について、必要に応じて中国総合通信局に応急貸与を要請するとともに、貸与された通信機器は適切に配分する。

8 通信設備の電源の確保

町及び県は、災害時による通信設備の電源供給停止時の応急電源確保のため、必要に応じて、中国総合通信局に移動電源車の貸与を要請する。

広島県総合行政通信網イメージ図



【システムの概要】

- ◇県庁と市町及び消防本部の間は、通信衛星システムを導入、県庁と支部局等の間は現行の地上系無線を再編整備し、高品質のデジタル回線網を構築する。
- ◇災害時における優先通信回線を確保するため、統制機能を有するシステムとする。
- ◇衛星回線と地上マイクロ回線により、災害に強い防災行政無線として安全性、信頼性を確保する。
- ◇通信機器は、二重化と無停電、無瞬断方式を採用し、高信頼性を確保する。
- ◇電話、FAX、データ、画像などさまざまな情報を統合し、情報伝送の効率化、高度化を図る。
- ◇行政の各分野で多角的に活用できる総合的なネットワークとして構築する。
- ◇システム全体の運用状況の遠隔監視・制御・記録を行う集中管理システムを導入し、円滑な運用と省力化を図る。
- ◇県内の各局だけでなく地域衛星通信ネットワークに加入している全国の地球局と個別、相互に通信が可能となるシステムを構築する。

第4節 ヘリコプターによる災害応援体制

1 方針

大規模災害時においては、道路の損壊、建物や電柱の損壊により道路の通行が困難あるいは孤立集落が生じることが予想されることから、町は、県及び広島市へ応援を求め、ヘリコプターの特性を十分活用でき、かつ、その必要性が認められる場合において、ヘリコプターを積極的に活用した災害応急対策活動等を行う。

2 活動体制

県内の防災関係機関が所有するヘリコプターとしては、県の防災ヘリコプター、広島市の消防ヘリコプターのほか、県警察及び海上保安庁のヘリコプターがある。

また、大規模災害時には他の都道府県及び消防機関の消防・防災ヘリコプターによる応援を受けるものとする。

さらに、災害派遣要請により自衛隊のヘリコプターの支援を受けることができる。

これらのヘリコプターを有効に活用するために、関係機関は連携して、ヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう体制整備に努める。

3 活動内容

防災関係機関のヘリコプターについては、その特性を十分活用し、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 被災状況等の偵察、情報収集活動
- (2) 救急・救助活動
- (3) 救援隊・医師等の人員搬送
- (4) 救援物資・資機材等の搬送
- (5) 林野火災における空中消火
- (6) その他特にヘリコプターの活用が有効と認められる活動

4 活動拠点の確保

町及び県は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる項目を実施する。

- (1) 関係機関と連携して災害拠点病院や防災活動の拠点となるその他の重要な施設に緊急輸送ヘリポートを計画的に整備する。
- (2) 緊急に離着陸できる臨時ヘリポートの候補地を把握し、町においては離着陸時の安全性を確保するための支援を行う。

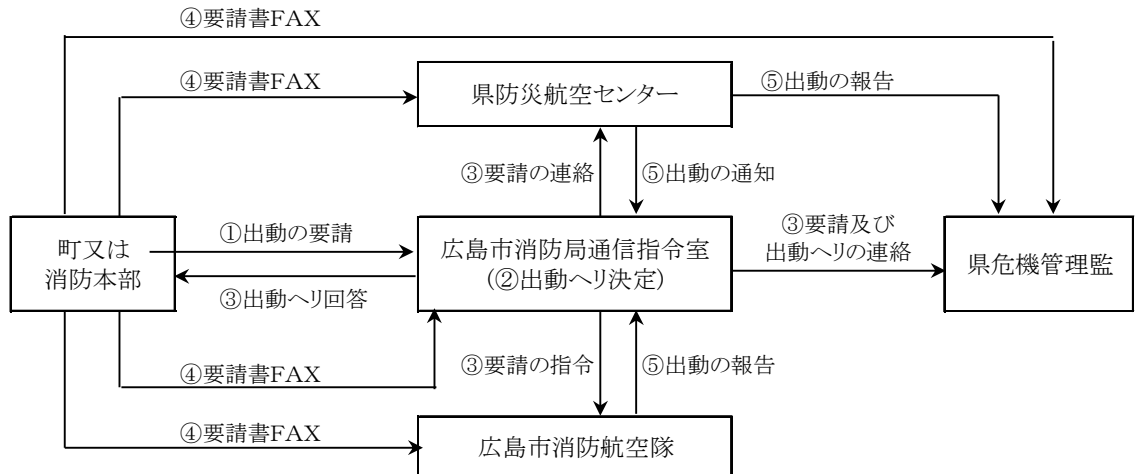
5 町からの支援要請

(1) 支援の原則

県及び広島市は、町又は消防本部から出動要請を受けた場合、公共性、緊急性、非代替性を勘案し、ヘリコプターによる支援又は応援の有効性及び必要性が認められる場合に支援又は応援を行うものとする。

(2) 要請方法

県及び広島市に対するヘリコプターの支援又は応援要請は次の図による。



6 各機関への出動要請

(1) 自衛隊

自衛隊のヘリコプターの支援要請については、「自衛隊災害派遣計画」に定めるところによる。

(2) 他都道府県応援ヘリコプター






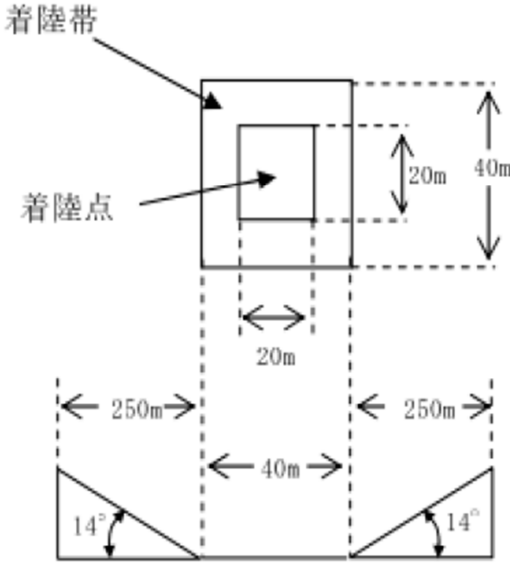




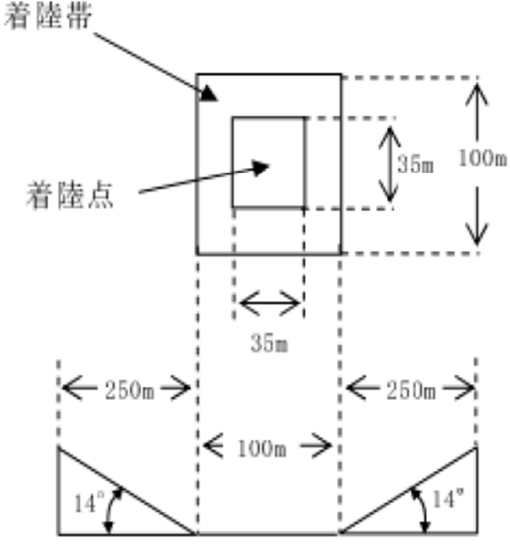
県及び町は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（総務省消防庁）」、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定（平成8年7月18日締結）」等に基づいて応援要請する。

また、県は「緊急消防援助隊運用要綱（総務省消防庁）」等に基づき、消防庁長官に対し応援要請する。

7 臨時ヘリポートの設定

(1) 臨時ヘリポートの設定基準

臨時ヘリポートの設定基準（地積）は、次のとおりである。

区分	消防・防災ヘリコプター 警察、海上保安庁ヘリコプター	設定基準（地積）
小 中 型	 <p>広島県防災航空隊 アグスタAW139</p>  <p>広島市消防航空隊 AS365N3</p>  <p>広島県警察航空隊 AS365N2</p>  <p>海上保安庁広島航空基地 シコルスキー S76D</p>  <p>陸上自衛隊 UH-1</p>	
大型	 <p>陸上自衛隊 CH-47</p>  <p>海上自衛隊 UH-60</p>  <p>海上自衛隊 MCH-101</p>  <p>海上自衛隊 MH-53E</p>	

(2) 臨時ヘリポートの準備

災害派遣要請をした関係機関は、次の事項に留意して受入れ体制に万全を期すこと。

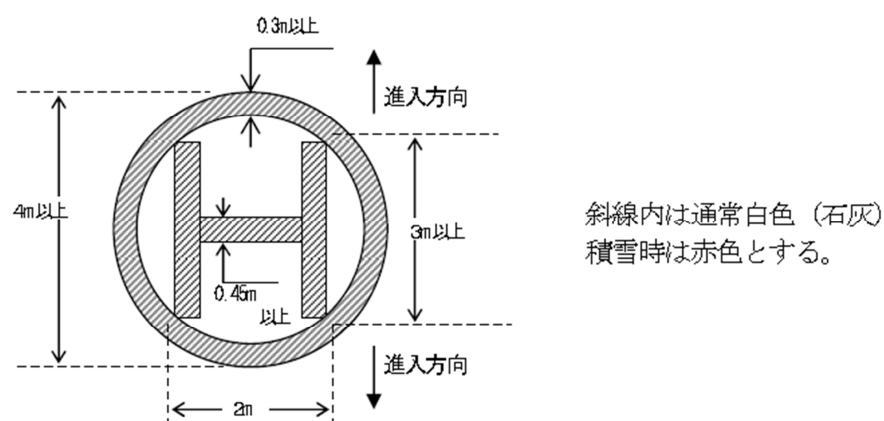
- ア 離着陸時の風圧により巻き上げられる危険性のあるものを撤去し、砂じんの舞い上がるおそれがある時は、十分に散水しておく。

また、積雪時は除雪又は圧雪しておく。

- イ 離着陸時は、安全確保のため関係者以外の者を接近させないようにする。
- ウ 臨時ヘリポートにおける指揮所、物資集積場所等の配置については、地理的条件に応じた機能的配置を考慮するとともに、事前に派遣部隊と調整をすること。
- エ 風向風速を上空から判断できるように、臨時ヘリポート近くに吹き流し又は旗をたてる。

これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す発煙筒を焚く。

- オ 着陸地点には次図を標準とした⓪を表示する。



- カ 物資を空輸する場合は、物資計量のための計量器を準備する。
 - キ 臨時ヘリポートの使用に当たっては、災害対策本部（危機管理監）及び施設等管理者に連絡すること。
- (3) 臨時ヘリポートを選定する際は、避難場所及び避難所との競合をさけることとする。

第5節 災害派遣・広域的な応援体制

第1項 自衛隊災害派遣計画

1 方針

この計画は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、町の防災能力をもってしては、防災上十分な効果が得られない場合、その他特に町長が特に必要と認める場合に実施する自衛隊の災害派遣要請の要求について必要事項を定める。

なお、陸上自衛隊第13旅団長及び海上自衛隊呉地方総監等（以下「旅団長等」という。）は、自衛隊法第83条及び災害対策基本法第68条の2の規定により、要請者から部隊等の派遣要請があり、事態やむを得ないと認める場合、又はその事態に照らし特に緊急を要し、要請を待つ時間的な余裕がないと認める場合は、速やかに部隊等を派遣して、災害救助活動を実施する。

2 災害派遣部隊の活動

災害派遣部隊は、緊急性、公共性を重視して関係機関と緊密な連携のもと、相互に協力して次の救助活動を実施する。

(1) 被害状況の把握及び通報

空中等からの偵察により、被災状況を的確に把握し、必要に応じて防災関係機関に通報する。

なお、震度5弱以上の地震に際し、部隊等は、航空機等により当該災害の発生地域等の情報収集を行うとともに、その情報を必要に応じ、県に伝達する。県は、自衛隊に対して、的確な災害情報の提供に努める。

(2) 遭難者等の遭難救助

行方不明者、負傷者が発生した場合は、原則として他の救援活動等に優先して捜索、救助を行う。

(3) 人員及び救援物資の緊急輸送

特に要請があった場合、又は旅団長等若しくは派遣部隊の長が必要と認める場合は、救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

(4) 給食、給水及び入浴支援

特に要請があった場合、又は旅団長等若しくは派遣部隊の長が必要と認める場合は、給食及び給水支援を行う。

(5) 道路及び水路の啓開

緊急交通路及び避難場所等への道路及び水路を重点に、障害物を除去し道路及び水路の確保に当たる。

(6) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

(7) その他

その他臨機の必要に応じ、避難者の誘導、通信、医療、消防等の支援について、自衛隊の能力で、所要の活動を行う。

3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官及び海上保安官がその場にはいない場合に限り、次の町長の職権を行うことができる。この場合において、町長の職権を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定、立ち入り制限・禁止、退去命令
- (2) 本町の区域内の他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 本町の区域内の住民等を応急措置の業務に従事させること。

4 災害派遣要請の手続等

(1) 派遣要請の手続

派遣要請は、要請者が旅団長に対し、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。要請文書には、次の事項を記載する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(2) 派遣要請先、要請者連絡先及び連絡方法

ア 要請先及び連絡方法

(ア) 陸上自衛隊第13旅団長

陸上自衛隊第13旅団司令部 安芸郡海田町寿町2-1

第3部(防衛班)

電話 082-822-3101 内線2410

(夜間・土日・祝日等) 内線2440(当直幕僚)

- (イ) 海上自衛隊呉地方総監
海上自衛隊呉地方総監部防衛部 呉市幸町 8-1
オペレーション
電話 0823-22-5511 内線 2823、2222 (当直)
- (ウ) 航空自衛隊西部航空方面隊司令官
航空自衛隊西部航空方面隊 福岡県春日市原町 3-1-1
司令部防衛部運用課
電話 092-581-4031 内線 2348
(課業時間外) 内線 2203 (SOC当直)

イ 要請者連絡先及び連絡方法

- (ア) 県危機管理監危機管理課 広島市中区基町 10-52
電話 082-228-2111 内線 2783～2786
082-228-2159・082-511-6720 (直通)
- (イ) 第六管区海上保安本部 広島市南区宇品海岸三丁目 10-17
電話 082-251-5111 内線 3271～3275
082-251-5115、5116 (直通) (当直)
- (ウ) 大阪航空局広島空港事務所 三原市本郷町善入寺字平岩 64-34
電話 0848-86-8650

(3) 災害派遣の要請の要求等

- ア 町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に自衛隊の災害派遣の請をするよう求めることができる。
- イ 町長は、前記アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定するもの（陸上自衛隊第13旅団長、海上自衛隊呉地方総監等）に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣等は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自主派遣等を行うことができる。
- ウ 町長は、前記イの通知をしたときは、速やかに知事に通知しなければならない。

(4) 生活関連支援活動に係る協定

倒壊家屋の処理等の生活関連支援活動において、被災者の財産権等にかかわる支援活動については、震災後、要請者と旅団長等が事前に協議し、協定書等を締結するものとする。

5 災害派遣部隊の受入れ

- (1) 自衛隊の災害派遣が決定したときは、要請者は、町長に派遣部隊の受入れ体制を整備させるとともに、必要に応じて派遣部隊との連絡に当る職員を現地に派遣する。
- (2) 災害派遣を依頼した町長は、派遣部隊の受け入れに必要な次の事項について万全を

期すこととする。

ア 派遣部隊到着前

- (ア) 町及び関係機関における派遣部隊等の受入れ担当連絡部署（職員）の指定及び配置（平常時からの指定及び配置を含む。）
- (イ) 派遣部隊指揮所及び連絡員が町及び関係機関と密接な連絡をとるのに必要かつ適切な施設（場所）の提供
- (ウ) 派遣部隊の宿营地及び駐車場等の準備（平常時から宿营地候補の検討を含む。）
- (エ) 派遣部隊が到着後速やかに救援目的の活動を開始できるよう、必要な資機材等の準備
- (オ) 臨時ヘリポートの設定（第3章第4節ヘリコプターによる災害応急対策計画による。）

イ 派遣部隊到着後

- (ア) 派遣部隊を迅速に目的地に誘導する。
- (イ) 他の関係機関の救援活動との重複を避け、最も効果的な救助活動が分担できるよう、派遣部隊指揮官と協議する。
- (ウ) 派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況等を知事等に報告する。

6 派遣に要する経費の負担

部隊等が派遣された場合、次の各号に掲げる経費は自衛隊において負担し、それ以外の経費は、それぞれの災害応急対策責任者の負担とする。

- (1) 部隊の輸送費（民間の輸送力を利用する場合及び有料道路の通行を除く。）
- (2) 隊員の給与
- (3) 隊員の食糧費
- (4) その他の部隊に直接必要な経費

7 災害派遣部隊の撤収要請

- (1) 町は、自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、知事を通じて自衛隊の撤収を要請する。
- (2) 災害派遣命令者は、前項の要請があつた場合又は派遣の必要がなくなつたと認める場合は、速やかに部隊等の撤収を命ずる。

第2項 相互応援協力計画

1 方針

地震が発生し、被害が広範囲に及び、町のみでは十分な応急措置ができない場合、他の防災関係機関や近隣市町、県の協力を得て応急措置を実施する。

2 実施内容

町、県、県警察、防災関係機関は必要に応じて、他の機関に協力を要請し、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行する。

(1) 町

ア 知事等に対する応援要請

町長は、町の災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、県に対し、原則として次の事項を示し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

(ア) 災害の状況及び応援を必要とする理由

(イ) 応援を必要とする職種別人員

(ウ) 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等

(エ) 応援を必要とする場所及び応援場所への経路

(オ) 応援を必要とする期間

(カ) その他必要な事項

イ 他の市町長に対する応援要請

町長は、町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県内全市町による災害時の相互応援に関する協定等に基づき他の市町長に応援を求める。

応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援を行う。

ウ 緊急消防援助隊の応援等の要請のための連絡

町長は、大規模災害により、町内の消防力及び県内応援隊だけでは対応できず、大規模な消防の応援等を受ける必要があると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに県知事に当該応援等が必要である旨の連絡を行うものとする。

(2) 県

ア 他の都道府県に対する応援要請

知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害時の相互応援に関する協定等に基づき応援を要請する。

イ 市町に対する応援

(ア) 知事は、県内において大規模災害が発生した場合、直ちに、被災した市町の災害対策本部に連絡員を派遣して情報を収集し、市町から災害応急対策を実施するための応援を求められた場合又は応援を行う必要が認められる場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要な応援を行う。

(イ) 知事は、被災市町の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、他の地町長に対し、原則として、応援を必要とする事項を示して、被災市町の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、被災市町に対する応援について必要な指示又は調整を行う。

ウ 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請

知事は、県内における災害応急対策が適確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、原則として、応援を必要とする事項を明らかにして、指定行政機関の長に対し応急措置の実施を要請する。なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

エ 緊急消防援助隊等消防の応援等

知事は、大規模災害により、県内の市町の消防力だけでは対応できず、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の応援等を要請する。

(3) 県警察

県公安委員会は、県内警備力をもって災害に対処することができない場合、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊等の援助要請を行う。

(4) 防災関係機関

ア 防災関係機関の長は、当該防災関係機関の災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、県に対し、原則として応援を必要とする事項を示し応援を求め、又は市町若しくは他の防災関係機関の応援のあっ旋を依頼する。なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

イ 防災関係機関相互の協力

(ア) 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの災害応急対策の実施に支障のない限り、協力又は便宜を供与する。

(イ) 各機関の協力業務の内容は、県の「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に定める範囲とする。

(ウ) 各機関相互の協力が円滑に行われるよう、事前に協議を行っておく。

(エ) 県は、各機関の間で相互協力のあっ旋をする。

(5) 相互応援協定等の締結

町長は、災害時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ他の関係機関

と相互応援に関する協定等を締結するとともに、共同訓練の実施やその他円滑に相互応援を実施するために必要な措置及び、平常時から担当部署の指定、体制の整備などに努めるものとする。

(6) 応援要員の受入体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、各機関が町外から必要な応援要員等を導入した場合、町長及び知事は、これらの要員や資機材のための宿泊施設、駐車場等について、各機関の要請に応じて可能な限り、準備、あっ旋する。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

(7) 応急措置の代行

県は、災害の状況により、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するものとする。

県は、災害が発生した場合において、被災により町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、応急措置を実施するため町に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、町に代わって行うものとする。

国は、被災により、町及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため町に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、町に代わって行うものとする。

(8) 被災地への職員の派遣

県及び町は、職員派遣に備え、災害対応業務ごとに、あらかじめ派遣職員名簿を作成するなどして、速やかに応援職員を派遣できる体制を整備するものとする。

また、被災地へ応援職員を派遣する場合は、被災地域での居住・勤務経験や災害対応経験等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

なお、被災地への応援職員派遣は、派遣元となる県及び市町職員の人材育成を通じた災害対応力の向上につながることから、積極的な応援職員派遣に努めるものとする。

県職員は、被災市町に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

第3項 防災拠点に関する計画

1 方針

この計画は、地震発生時における災害対策活動の拠点施設を整備し、救援物資の輸送・集積及び救援部隊集結のための拠点を指定配置するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 防災拠点施設の整備

(1) 防災拠点施設

町は、大規模災害時に応急活動の拠点となる本庁及び各支所を、町の防災拠点として指定し、災害発生時に必要に応じて開設するものとする。

(2) 耐震化の推進

災害対策本部が置かれ、災害時の拠点となる町庁舎、避難施設となる学校その他の公共施設、また災害時に医療活動の拠点となる町立病院等においては、耐震診断を実施し、その調査結果をもとに補強工事を行い、耐震化・不燃化を図るものとする。

3 防災拠点施設の機能

(1) 食料、生活必需品、防災資機材の備蓄拠点施設

災害に備え、被災者用物資として毛布や非常食料など、また、救助用資機材としてバールやハンマーなどを備蓄するものとする。

(2) 救援物資の集積・搬送拠点機能

災害時に県内外から寄せられる大量の救援物資を集積し被災地に搬送するものとする。

(3) 救援部隊の集結・後方支援拠点機能

災害時には遠隔地からの救援部隊の集結場所となる。また、救援部隊の待機・休憩スペースを確保するものとする。

(4) 臨時ヘリポートの機能

ヘリコプターによる消防防災活動を実施するため臨時ヘリポートを整備するものとする。

4 救援拠点

防災拠点施設を補完し、被災地における災害対策活動を迅速かつ効果的に実施するため、町は、既存の公園・広場や体育館等の施設をあらかじめ救援拠点として指定し、災害発生時に必要に応じて開設するものとする。

(1) 救援物資輸送拠点

県内外から送られてくる大量の救援物資の受け入れ及び搬送のための拠点とする。

施設名称	住所
千代田運動公園総合体育館	北広島町壬生10500番地

(2) 救援部隊集結拠点

倒壊家屋等からの救出活動を迅速かつ効率的に行うための救援部隊の集結拠点とする。

施設名称	住所
千代田運動公園	北広島町壬生10500番地

5 拠点施設の運営

(1) 救援物資輸送拠点

ボランティア、自主防災組織、自治振興会、広島県トラック協会等の協力を得て、町が運営するものとする。

(2) 救援部隊集結拠点

救援部隊である警察、消防、自衛隊において、独自に計画運営を行うものとする。

第6節 救助・救急、医療及び消火活動

第1項 救出計画

1 方針

地震による家屋等の崩壊、がけ崩れ及び土石流等により多数の要救出者が発生した場合には、町、県、山県警察署及びその他の防災関係機関等は相互に協力し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

なお、被災現地においては、原則として、町（消防機関を含む。）の長が救出活動の指揮をとるものとする。

2 陸上における救出

(1) 町

ア 消防職（団）員等による救出隊を編成するとともに、救出に必要な車両舟艇、特殊機械器具その他の資機材を調達し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

イ 町による救出が困難なときは、速やかに山県警察署に連絡し、合同して救出に当たる。

ウ 前項によってもなお救出が困難であり、かつ、救出作業に必要な車両舟艇、特殊機械器具等の調達を要するときは、原則として次の事項を示して県及び他の市町に応援を要請し、必要な場合には県に対して自衛隊の派遣を要求する。なお、原則として文書により行うこととなるが、そのいとまのないときは口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

（県及び他の市町に応援要請する場合）

（ア）災害の状況及び応援を必要とする理由

（イ）応援を必要とする期間

（ウ）応援を必要とする人員、車両舟艇、特殊機器、航空機その他資機材の概数

（エ）応援を必要とする区域及び活動内容

（オ）その他参考となるべき事項

（自衛隊に派遣要請する場合）

「自衛隊災害派遣計画」参照

エ 救護機関及び山県警察署と連携協力し、負傷者の救護搬送等の応急措置を行う。

(2) 県

ア 知事は、町から負傷者等の救出活動について応援を求められたときは、その状況に応じて次の措置を迅速かつ的確に講ずる。

（ア）他の市町に対する応援の指示

（イ）自衛隊に対する派遣要請

(ウ) 救出活動の総合調整

イ 災害救助法に基づく県の実施事項については、「災害救助法適用計画」による。

(3) 県警察

地震災害発生時において、自ら必要と認めた場合、又は町及び県から要請があった場合には、町及びその他の関係機関と協力して、次の措置を迅速かつ的確に講ずる。

ア 被災者の発見、死傷者の有無の確認、負傷者の速やかな救出・救助

イ 消防機関及び救護機関と連携協力し、負傷者の救護搬送等の応急措置

ウ 行方不明者がある場合には、速やかな搜索活動

エ 救出・救助活動を図るために必要な交通規制等の所要の措置

(4) 自主防災組織、事業所等

自主防災組織及び事業所等は、次により自主的に救出活動を行うものとする。なお、町等は、自主防災組織及び事業所等に対して、平素から自主的な救出活動に関する啓発を行うものとする。

ア 自主防災組織及び事業所内の被害状況を調査し、要救出者等の早期発見に努める。

イ 要救出者等を発見した場合は、迅速に救助活動を開始するとともに、消防本部及び山県警察署等に連絡し、早期救出に努める。

ウ 可能な限り町、消防本部及び山県警察署と連絡をとり、その指導を受けるものとする。

(5) 自衛隊

県の要請に基づき救出活動を実施する。詳細は「自衛隊災害派遣計画による。

3 惨事ストレス対策

救出活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。また、消防機関は、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

4 活動時における感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等、基本的な感染症対策を徹底する。

第2項 医療、救護計画

1 方針

地震が発生した場合は、町、県、国、日本赤十字社広島県支部、災害拠点病院・協力病院、山県郡医師会、山県郡歯科医師会等各医療機関は、相互に協力して迅速かつ的確に医療（助産を含む、以下同じ。）救護活動を実施する。

2 実施責任者及び実施内容

(1) 町

ア 地震災害の発生後、特に初期の段階においては、町内の医療機関による医療救護活動が中心となるため、町長は、地震が発生したときは、あらかじめ定める計画に基づき、山県郡医師会、山県郡歯科医師会及び北広島町豊平病院等との連携のもとに医療救護活動を実施する。

イ 町の医療救護活動のみでは対処できない場合は、直ちに県及び日本赤十字社広島県支部等に協力を要請する。

(2) 県

ア 防災関係機関と連携して、迅速かつ的確な医療救護活動が実施できるよう、平常時において、あらかじめ連携に必要な情報等を共有するとともに、連携強化のための協議を行うものとする。

イ 迅速・的確な救急救命措置を講じるため、平常時においてあらかじめ医師と救急救命士の連携体制を構築しておくものとする。

ウ 災害時に医療施設の診療状況等を情報を迅速に把握するため、広島県救急医療情報ネットワーク等を整備し、操作等の訓練等を実施するとともに、発災時には、医療機関の被災状況等を収集し、広島県救急医療情報ネットワークを利用して、災害時医療に必要な情報を提供するものとする。

エ 必要に応じ、県災害対策本部へ統括DMA Tを受入れ、医療救護活動について調整を行うものとする。

オ 県の医療機関等（県立病院、県保健所）は、治療中の患者等の安全の確保はもとより、災害により負傷した被災者に対し、応急的に医療救護活動を実施するものとする。

また、近隣医療機関等の被災状況を確認する等、被害情報の収集に努めるものとする。

カ 町の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、中国四国厚生局、日本赤十字社広島県支部、災害拠点病院、広島県医師会及び他県等に医療救護活動を要請するとともに、各関係機関との連絡調整を図るものとする。

また、災害の急性期においては、統括DMA Tと調整の上、必要に応じて災害派

遣医療チーム（DMAT）の出動要請を行うものとする。

キ 災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引き継ぎを図るよう必要な調整を実施するものとする。

ク 県は、災害における被災者のメンタルヘルス対策のための相談、支援体制の整備を図るものとする。

(3) 日本赤十字社広島県支部

日本赤十字社広島県支部は、町の要請があった場合は、「日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）の規定」及び「災害救助に関する広島県知事と日本赤十字社広島県支部長との協定（昭和41年4月1日締結）」に基づき、救護の任に当たる。

また自ら必要と認めたときは、医療救護班の派遣等による医療救護活動を実施する。

(4) 広島県医師会

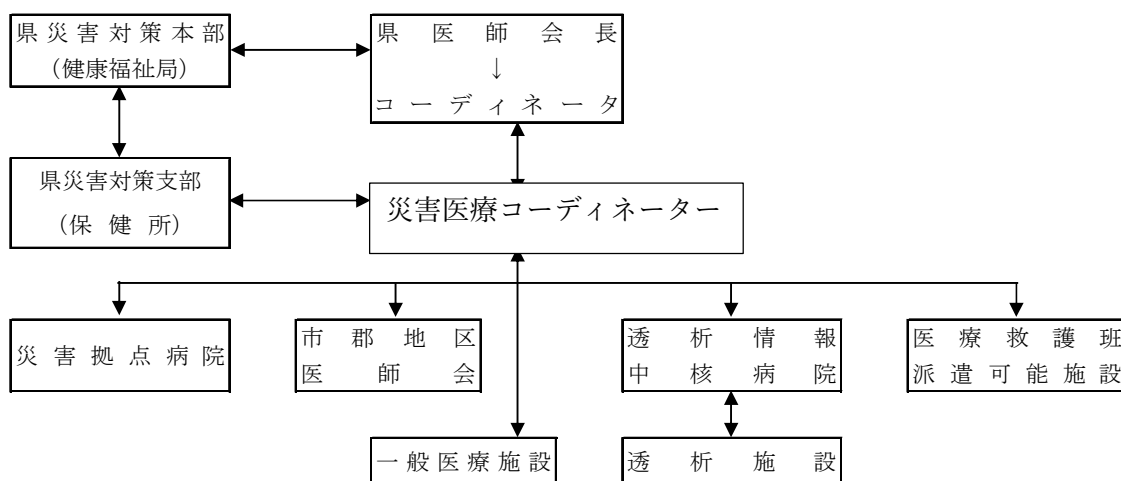
広島県医師会は、町の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

3 医療救護班の編成及び救護所の設置

(1) 基本原則

ア 県内7つの二次保健医療圏を「災害医療圏」とし、災害時の活動単位とする。

イ 医療救護活動の連絡調整役として、全県対応の「コーディネーター」と災害医療圏対応の「災害医療コーディネーター」を県医師会長の任命により設置し、県内の医療救護活動の調整を図る。



(2) 医療救護班

ア 医療救護班は、原則として医師1人、看護師2人及び事務員1人をもって1班として構成し、必要に応じて薬剤師1人を加える（日本赤十字社広島県支部の場合は、医師1人、看護師長1人、看護師2人、薬剤師1人及び主事2人（内1人は自動車操作

要員)) ものとし、救護の中心となる医療機関をあらかじめ選定するとともに、関係機関で協議のうえ構成員を指名しておくなど、平素から活動可能な状態を確保するものとする。

イ 医療救護班の派遣が可能な施設は、広島県救急医療情報システムに入力するとともに、災害医療コーディネーターに連絡する。

ウ 災害医療圏内への出動は、災害医療コーディネーターが調整・連絡し、災害医療圏外への出動はコーディネーターが調整後、地域コーディネーターから連絡する。

エ 現場における派遣された複数の医療救護班の調整については、災害医療コーディネーター又はコーディネーターの連絡を受けた災害拠点病院の医師が行う。

オ 医療救護班が撤収する時期については、所属する災害医療圏の災害医療コーディネーターが連絡する。

カ 災害派遣医療チーム (DMAT) の活動等については、別に定めるDMAT運用計画等によるものとする

4 医薬品・医療資機材 (以下「医薬品等」という。) の確保

(1) 震災発生後初期段階への対応

町は、家屋倒壊等による負傷者を想定して、平常時から包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療に用いる医薬品等の確保に努めるものとする。

備蓄医薬品等の管理については、備蓄先医療機関又は山県郡医師会等に協力を依頼する。

(2) 震災発生後中期以降への対応

避難所の被災者に対するいわゆる家庭の常備薬 (風邪薬、胃腸薬、解熱鎮痛剤等) 等については、県薬剤師会、県医薬品卸協同組合等の協力により、流通時等の在庫を供給源とする。

なお、あらかじめ関係業者等と十分協議し、調達の方法等について協力を得るよう努めるものとする。

(3) 県への要請

医療救護活動に必要な医薬品等に不足が生じた場合は、県に速やかに要請する。

(4) 救援医薬品等の集積

県等からの救援医薬品等については、安芸太田病院又は戸河内診療所に集積するものとする。

5 救急搬送の実施

(1) 負傷者の医療機関への搬送は、原則として町が実施する。

(2) 救護所から医療機関へ搬送する場合で、町が対処できない場合は、県、日本赤十字社広島県支部及びその他の関係機関に応援を要請する。

- (3) 緊急に特別な治療を要する傷病者の搬送は、防災関係機関の所有するヘリコプター等により行う。
- (4) 迅速・的確な救急救命措置を講じるための意思と救急救命士の連携体制を構築する。
- (5) 県は、広域医療搬送の必要が生じた場合は、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保、運営するとともに、広域搬送拠点と医療機関等との間の搬送について、調整するものとする。
- (6) 県は、広域医療搬送を実施するに当たっては、必要に応じ、関係機関と連携して、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を設置、運営するものとする。

6 救護所

救護所を開設した場合は、速やかに県災害対策本部に報告するとともに、住民に救護所開設の広報を行う。

7 公衆衛生活動

(1) 災害時公衆衛生チーム

- ア 県は、公衆衛生に係る専門家で構成するチームを編成し、災害による被災者に対して、公衆衛生上の観点から必要な調査や支援を行う。
- イ 県保健所職員からなる調査班を先行して避難所等に派遣し、公衆衛生上のニーズの収集や必要な公衆衛生スタッフの職種、人数などの状況把握を行う。
- ウ 調査班の調査結果に基づき、必要なニーズに対応した複数の専門職種からなる保健衛生班を編成し、避難所等に派遣する。
- エ 保健衛生班は、医療救護班と連携し、被災者のリハビリや心のケアなどの支援活動を実施する。

(2) こども支援チーム

- ア 災害時の子供の心のケアのため、必要に応じて、医師、臨床心理士等により組織するこども支援チームを被災地に派遣する。
- イ 必要に応じて、被災地の近隣等に相談窓口を設置して被災児童に係る相談を受け、地域住民の利便性を確保する。
- ウ 学校、保育所及び幼稚園等、子供の支援に係る関係機関の従事者向け研修会の開催等により子供の心のケアの実践に係る対応力の向上を図る。

8 災害派遣精神医療チームの派遣

- (1) 県は、災害時の心のケアのため、必要に応じて、医師、看護師等により組織する災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）を被災地に派遣する。
- (2) DPATが不足するときは、県内医療機関、他都道府県等に対して、DPATの編成及び派遣を求める。

(3) DPATの派遣・受入れを行う場合は、その調整を行うとともに活動場所の確保等を図る。

第3項 消防計画

1 方針

町は、地震発生時における出火防止、初期消火及び延焼阻止等の消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、平素から、地域住民による自主防災組織の育成・指導を行うとともに、消防本部の活動体制及び消防相互応援体制等の整備充実を図るものとする。

2 消防活動体制の整備

(1) 町等は、地震発生時の火災防止のため、次の事項について、平素から広報等を通じ住民、事業所等に周知しておくこととする。

ア 出火防止及び初期消火

住民、自主防災組織、事業所等は、自らの生命、身体及び財産を守るため、出火防止及び初期消火に努める。

イ 火災の拡大防止

地震により火災が発生したときは、住民、自主防災組織、事業所等は、互いに協力して可能な限りの消火活動を行い、火災の拡大の防止に努める。特に、危険物等を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努める。

(2) 町等は、次の事項について、あらかじめ消防体制を整備しておくものとする。

ア 地震発生直後の消防職（団）員の初動体制、初期消火活動の実施計画を定める。

イ 地震発生直後に、住民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報班の編成について定める。

ウ 地震発生直後の火災を早期に発見するとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう情報収集の体制を定める。

エ 地震発生時には、水道管の破損や停電等による長時間の給水停止が想定されることから、防火水槽や耐震性貯水槽の設置等を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備等を行い、消防水利の多元化を図る。

3 消防活動

(1) 火災発生状況等の把握

消防長は、消防職（団）員を指揮し、管内の消防活動に関する次の事項について情報を収集し、山県警察署と相互に連絡を行う。

ア 延焼火災の状況

イ 自主防災組織の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車その他の車両の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況

(2) 消防活動の留意事項

消防長は、関係防災機関と相互に連絡をとりつつ、次の事項に留意し、消防活動を指揮する。

- ア 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。
- イ 多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。
- ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
- エ 救護活動の拠点となる病院、避難場所、幹線避難路及び防火活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- オ 要救助者の救助救出と負傷者に対する応急措置を行い、医療機関等へ救急搬送する。
- カ 自主防災組織が実施する消火活動や救出活動等との連携、指導を図る。

4 事業所等（研究室、実験室を含む。）の活動

消防長は、事業所等に対し、次の措置を講ずるよう指導するものとする。

(1) 火災予防措置

L P ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

(2) 火災が発生した場合の措置

- ア 事業所等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- イ 必要に応じて、従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(3) 災害拡大防止措置

L P ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

- ア 周辺地域の居住者等に対し、避難の行動をとる上で必要な情報を伝達する。
- イ 警察及び消防機関等関係防災機関に速やかに状況を連絡する。
- ウ 立入禁止等の必要な措置を講ずる。

5 相互応援協力体制の整備

町等は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき締結された「広島県内広域消防相互応援協定」（昭和 62 年 10 月 1 日締結）により県内で発生した災害に対して、その消防機関の消防力を活用して、消防機関相互の応援協力体制の強化を図る。

6 広域災害発生時における県の措置

- (1) 知事は、地震災害が広域に及び、市町において被害状況の把握が困難と認めたときは、県警察、自衛隊及び第六管区海上保安本部に対し、その状況に対応してヘリコプターによる火災の発生状況等の偵察を依頼し、偵察結果を関係市町に連絡する。
- (2) 知事は、地震災害が広域に及び緊急の必要があるときは、市町長、市町の消防長に対し、消防相互応援の実施、その他災害の防御の措置に関し、必要な指示をする。
- (3) 知事は、地震による災害が拡大し、県内の市町の消防力だけでは対応できず、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、消防庁長官に対し、次の事項を明らかにして、緊急消防援助隊の応援等について要請する。

ア 災害の概況

イ 出動を希望する区域及び活動内容

ウ 緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

7 惨事ストレス対策

消防活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとし、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第4項 水防計画

1 方針

地震が発生した場合には、堤防に亀裂が生じ、水門、樋門、ダム及びため池等に損傷あるいは破損するおそれがあるため、これらの施設の管理者は震災時には防災関係機関と相互に協力し、速やかに応急対策を実施する。

2 応急対策

(1) 河川、ダム、ため池等の管理者

ア 地震発生に起因して堤防、ダム、ため池等の破損による洪水の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（町長）、町長の命を受けた職員は、必要とする区域の居住者に対し、水防法（昭和24年法律第193号）第22条による避難のための立退の指示を行う。

なお、水防管理者が立退きの指示を行う場合は、その旨を山県警察署長に通知する。

イ 河川、ダム、ため池、水門、樋門等の管理者は、地震発生後、直ちに所管施設の被害状況を点検把握し、応急処置を講ずる。また、速やかに被害状況、措置状況等の状況を関係機関に連絡する。

(2) 水防管理団体

水防管理団体は、地震発生後直ちに区域内の河川、ダム、ため池等を巡視するとともに、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに当該施設の管理者に連絡して必要な措置を講ずるよう求めるものとするが、緊急を要する場合には、水門及び樋門等の操作その他適宜に水防活動を行う。

3 水防活動の応援要請

(1) 水防管理者は、水防上必要があるときは、他の水防管理者に対し応援を要請する。

(2) 水防管理者は、必要があるときは、警察官の出動を求める。

第5項 危険物等災害応急対策計画

1 方針

危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物等の危険性の高い物質（以下「危険物等」という。）を製造、貯蔵又は取り扱う事業所においては、地震発生時には自衛消防組織等の活動により、危険物等に係る災害の発生を最小限にとどめ、周辺地域に対する被害の拡大を防止するものとする。

また、町及び関係行政機関は、消防法（昭和23年法律第186号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）等の関係法令の定めるところにより所要の措置を行う。

なお、地震の発生に備え、事業所においては、平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、関係行政機関はこれらに対して必要な指導を行う。

2 危険物災害応急対策

町及び関係行政機関は、消防法に定める危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う事業所に対し、地震による災害の発生を阻止するため次の措置を行う。

(1) 町及び関係行政機関は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を実施させる。

ア 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置

イ 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置

ウ 危険物施設の応急点検

エ 異常が認められた施設の応急措置

(2) 町及び関係行政機関は、施設の管理者と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

3 高圧ガス及び火薬類災害応急対策

町及び関係行政機関は、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に定める高圧ガス並びに火薬類取締法に定める火薬類を製造、販売、貯蔵、消費及び移動又は運搬する事業所に対し、地震による災害の発生を阻止するため、施設の管理者等と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消火活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等必要な応急対策を行う。

4 毒物劇物災害応急対策

町及び関係行政機関は、毒物及び劇物取締法に定める毒物劇物を製造、販売及び業務上取り扱う事業所に対し、地震による災害の発生を阻止するため、次の措置を実施する。

- (1) 県、西部保健所広島支所及び山県警察署と速やかに連絡をとることとするが、緊急を要する場合には、次の措置を行い災害の発生及び拡大等を防止する。
- (2) 施設の管理者及び毒物劇物取扱責任者等と密接な連携をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を行う。

第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1項 警備、交通規制、交通確保計画

1 方針

震災時における、住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、県警察は、その所管にかかわる警備活動を実施する。

また、避難救出、緊急物資の輸送及び消防活動等の災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、速やかに適切な交通規制を行い、交通の混乱を未然に防止する。

さらに、道路管理者等その他の関係機関においても、障害物の除去等を行い、交通確保に努めるものとする。

2 警備対策

(1) 県警察の警備対策

県警察は、関係機関及び自主防犯組織等と密接な連絡、連携を図り、迅速、的確かつ効果的な警備対策を推進し、被災地及びその周辺における住民の生命、身体、財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、治安に万全を期するものとする。

(2) 町の措置

町は、県警察の行う警備活動に協力する。

3 交通規制・交通確保対策

(1) 災害時における交通の規制

県公安委員会は、道路の被害及び交通状況の把握に努め、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うために緊急の必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両（災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第32条の2で定める、道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車及び災害対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他災害応急対策を実施するため運転中の車両。以下同じ。）以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。

ア 被災地及び周辺における優先通行

地震発生直後の緊急措置として、被災地及びその周辺の地域について、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

なお、緊急通行車両であっても、人命救助及び消火活動に従事する車両の通行を最優先する。

イ 緊急交通路の確保

被災地及びその周辺に通じる主要道路（高速道路を含む。）については、あらかじめ緊急通行車両の交通路（以下「緊急交通路」という。）として選定するとともに、発災後、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急交通路を確保する。

また、当該区域又は道路の区間においては、緊急通行車両以外の車両の通行を抑制する。

ウ 県内への車両の流入抑制

隣接県に通じる中国縦貫自動車道、中国横断自動車道、山陽自動車道、国道2号及び国道54号等主要道路については、隣接県又は近接県による必要な指導・広報によって緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、県内への車両の流入を極力制限する。

このため、県内の主要交差点、隣接県境及び高速道路のインターチェンジ等必要な箇所に交通検問所を設置する。

(2) 運転者に対する指導、広報

ア 県公安委員会は、一般国道、主要地方道等管内の幹線道路を主体に、幹線道路の主要交差点にできるだけ多くの警察官を配置するとともに、道路交通情報板や立看板等のあらゆる広報媒体を利用して、通行禁止に係る区域・区間及び迂回路等の周知を図り、「運転者のとるべき措置」として次の事項を遵守するよう指導、広報を行う。

(ア) 走行中の車両

- a 速やかに、車両を通行禁止区域又は区間以外の場所に移動すること。移動させることが困難な場合は、できる限り車両を道路の左側に寄せ、緊急通行車両の通行妨害とならないように駐車すること。
- b 移動、駐車後は、カーラジオ等により、地震情報や交通規制情報を聴取し、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- c 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せてエンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。

(イ) 避難のための車両

避難は、原則として徒歩で行うこととし、車両は使用しないこと。（歩行困難な被災者については、最大級公的救助措置をとるものとする。）

イ 基本法による規制が実施されていない区域又はこれが実施されていない場合であっても、災害応急対策に使用する車両の自粛について指導、広報を実施する。

(3) 路上の障害物除去等

ア 県公安委員会は、災害対策基本法に基づき緊急車両以外の車両の通行を禁止又は制限しようとするときには、あらかじめ当該道路の管理者に通知するとともに、連携

して通行禁止区域等における障害物の除去及び応急復旧等を優先的に実施するものとする。

イ 警察官は、通行禁止区域等における緊急通行車両の通行を確保するため、車両その他の物件の占有・所有・管理者に対して、これを道路外の場所への移動等を指示・命令する。

なお、命令の相手方が現場にいない等により、当該措置等を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置等をとることができる。

また、警察官がいない場合に限り、自衛官及び消防吏員は、当該措置を講ずることができる。

ウ 道路管理者は、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画の内容を把握する。

エ 道路管理者は、災害が発生した場合、緊急の必要があるときは、基本法第76条の6の規定により、道路区間を指定して、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置を当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に命ずることができる。

(ア) 道路区間の指定及び占有者等への車両等の移動命令

道路管理者は、道路の状況等を勘案し、車両の移動等の措置が必要となる区間が不足なく含まれるよう留意して道路区間を指定し、車両等の占有者に対し、車両等の移動命令をすることができる。

(イ) 指定道路区間の周知

道路管理者は、道路の区間を指定したときは、指定道路区間内に周知しなければならない。

(ウ) 車両等の移動

道路管理者は、①占有者等への移動命令、又は②道路管理者自らによる移動のいずれかの方法により車両等の移動を行うことができる。

なお、道路管理者は、やむを得ない限度で、車両その他の物件を破損することができる。

(エ) 土地の一時利用

道路管理者は、車両等の移動の措置をとるために、やむを得ないときは、必要な限度で、他人の土地を一時使用し、または竹木その他の障害物を処分できる。

(オ) 損失補償

道路管理者は、車両移動や土地の一時使用等により、損失が発生した場合は、損失を補償しなければならない。

(4) 通行禁止又は制限に関する広報

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を行ったときには、直ちに居住者等に対してその禁止又は制限の対象、区域及び期間を記載した標示の

設置と広報幕等による現場広報を行うとともに、警察庁、中国管区警察局、各都道府県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター、道路管理者並びに報道機関等を通じて、交通規制状況、迂回路状況、車両の使用抑制及び運転者のとるべき措置等について、徹底した広報を実施する。

(5) 関係機関との連携

ア 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する場合には、道路管理者等の関係機関、警備業協会等の関係団体との間で相互に緊密な連携を保ち、適切な交通規制を行うものとし、その状況を災害対策本部へ通報するものとする。

イ 交通規制のため車両が滞留し、その場で長期間停止することになった場合には、関係機関・団体は一致協力して、その解消に適切な対応措置を講ずるものとする。

ウ 被災車両等の通行妨害車両の排除については、社団法人日本自動車連盟中国本部広島支部（以下「JAF」という。）と「災害時における被災車両の撤去に関する協定」を平成17年9月30日に締結していることから、JAFに対して協力を要請する。

なお、大規模災害等によりJAFによる対応が困難である場合には、道路管理者、警察官、自衛官及び消防吏員等は協力して除去等必要な措置を行うものとする。

(6) 緊急通行車両又は緊急輸送車両及び規制除外車両の事前届出及び確認

県公安委員会は、災害応急対策として緊急の必要があると認め、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を、区域又は道路の区間を指定して行った場合、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。）の規定に基づく、緊急通行車両又は緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）及び災対法第76条第1項の規定に基づく通行の禁止又は制限から除外する車両（以下「紀省除外車両」という。）のうち、大規模災害後、速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両の一部の車両の事前届出及び確認を、県公安委員会（交通規制課、各警察署、高速道路警察隊）又は県知事（県民活動課）において行う。

なお、緊急通行車両等の標章及び証明書の様式は、別記1、2のとおりである。

(7) 緊急通行車両等の事前届出・確認

県公安委員会は、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両等として使用される計画がある車両及び指定行政機関等が所有する車両について、災対法施行令第33条第1項の規定に係る事前届出の手続きを行わせる。

ア 事前届出の対象とする車両

(ア) 災対法の規定に基づく緊急通行車両等

a 大規模災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第50条第1項に規定する次の災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両

- (a) 警報の発令及び伝達並びに避難の指示等に関する事項
 - (b) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - (c) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - (d) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - (e) 施設及び設備の応急復旧に関する事項
 - (f) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
 - (g) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序維持に関する事項
 - (h) 緊急輸送の確保に関する事項
 - (i) その他災害の発生の防衛又は拡大の防止に関する事項
- b 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共交通機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）とその他県公安委員会がこれらに準ずる機関と認めるものが保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は指定行政機関等が災害発生時等に他の関係機関・団体等から調達する車両。

なお、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定による番号標以外のものを付しているものについては、緊急通行車両ではなく、規制除外車両として交通規制の対象から除外することとし、標章の掲示は不要とすることから事前届出の対象としない。

(イ) 地震法の規定に基づく緊急輸送車両

- a 警戒宣言発令時において地震法第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地震法第21条第1項の次に掲げる地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両
 - (a) 地震予知情報の伝達及び避難の指示に関する事項
 - (b) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - (c) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
 - (d) 施設及び設備の応急復旧に関する事項
 - (e) 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序維持に関する事項
 - (f) 緊急輸送の確保に関する事項
 - (g) 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項

- (h) その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項
- b 指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）の活動のために使用される車両又は警戒宣言発令時に他の関係機関・団体等から調達する車両。
- なお、災害対策に従事する自衛隊車両等については、ア（ア）bのとおり標章の掲示を不要とすることから事前届出の対象としない。
- イ 事前届出に関する手続き
- (ア) 事前届出者
- 事前届出を行うことができる者は、当該車両を使用して行う業務について責任を有する者又は代行者とする。
- (イ) 事前届出先
- 当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署とする。
- (ウ) 事前届出に必要な書類
- a 当該車両の自動車検査証の写し（1通）
- b 契約等により災害応急対策等に従事する車両にあつては当該車両を使用して行う業務内容を証明する書類（指定行政機関等の上申書、輸送協定書、覚書等）
- c 緊急通行車両等事前届出書（車両1台につき2通、別記3のとおり）
- ウ 緊急通行車両事前届出済証の交付等
- (ア) 事前届出があつた場合は、事前届出を受理した警察署において緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、別記3「緊急通行車両等事前届出済証」（以下「届出済証」と言う。）を交付する。
- 災害が発生し、緊急通行車両等以外の車両の通行が禁止又は制限された場合には、交付を受けた届出済証を警察本部（交通部交通規制課）、最寄りの警察署及び交通検問所等に持参することにより緊急通行車両等確認証明書及び標章を交付する。
- (イ) 届出済証の交付を受けた車両が用途の変更等により必要性がなくなった場合は、同届出済証を速やかに交付を受けた警察署に返還させる。
- (8) 災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両の事前届出・確認
- ア 規制除外車両
- 民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべき者に使用される車両については、規制除外車両として取扱う。
- イ 交通規制の対象から除外する車両の事前届出
- 県公安委員会は、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を行わせる。
- なお、規制除外車両は、実際の復旧作業の状況や被災者等の生活支援の必要性に応じて個別に判断されることとなるので、事前届出をした車両に限られるものでは

ない。

また、規制除外車両の事前届出をした後に指定行政機関等との契約により、災害発生時等に災害応急対策に使用されることとなった車両は、緊急通行車両等として取り扱われることになる。この場合、緊急通行車両等の事前届け出車両として取扱うためには、改めて緊急通行車両等として事前届出を行う必要がある。

ウ 事前届出の対象とする車両

次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両等に該当しないもの。

- (ア) 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (イ) 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- (ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は銃器輸送用車両

エ 事前届出に関する手続き

事前届出者及び事前届出先

- (7) ウ（ア）、（イ）と同様とする。

オ 事前届出に必要な書類

- (ア) 当該車両を使用して行う業務内容を証明する書類の写し
 - a 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両
医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類
 - b 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者出ることを確認できる書類
 - c 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）
 - d 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）
なお、重機輸送用車両については、建設用重機と同一の使用者とし、写真は重機を積載した状況のものとする。
- (イ) 規制除外車両事前届出書（車両1台につき2通、別記4のとおり）
- (ウ) 当該車両の自動車検査証の写し（1通）

カ 規制除外車両事前届出済証の交付等

- (ア) 事前届出があった場合は、事前届出を受理した警察署において規制除外車両に該当すると認められるものについては、別記4「規制除外車両事前届出済証」（以下「除外届出済証」という。）を交付する。

災害が発生し、緊急通行車両等以外の車両の通行が禁止又は制限された場合は、交付を受けた除外届出済証を警察本部（交通部交通規制課）、最寄りの警察署及

び交通検問所等へ持参することにより規制除外車両確認証明書及び標章を交付する。

(イ) 除外届出済証の交付を受けた車両が用途の変更等により必要性がなくなった場合は、同届出済証を速やかに交付を受けた警察署へ返還させる。

別記 1



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑色及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記2

緊急通行車両確認申請書 広島県公安委員会 様		年 月 日 (申請者) 住所 (電話) 氏名	印
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	(電話)	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

備考 用紙は、日本産業規格A列4番縦とする。

別記2

緊急通行車両確認証明書 広島県公安委員会		年 月 日	印
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	(電話)	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

備考 用紙は、日本産業規格A列5番とする。

別記 3

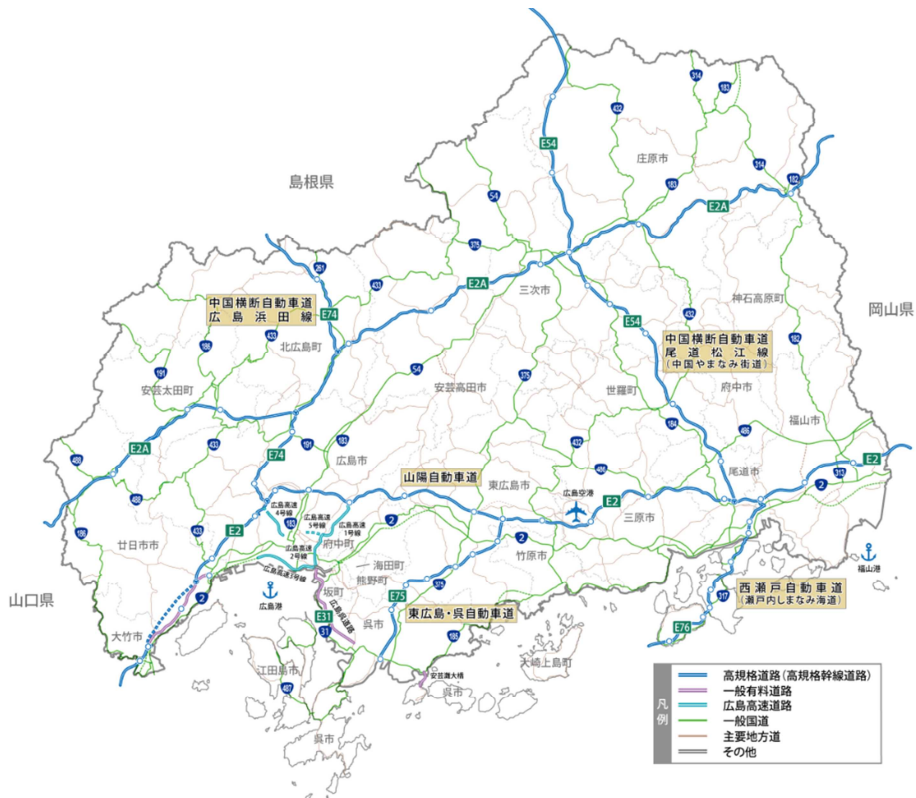
地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 広島県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 広島県公安委員会
番号標に表示されている番号		(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄の警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	
	氏名	
出発地		
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。		

別記4

災 害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出書 年 月 日 広島県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		第 号 災 害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 広島県公安委員会
番号標に表示されている番号		(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄の警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	
	氏名	
出発地		
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。		

広島県内主要道路地図

<p>緊急交通路 指定予定路線</p>	<p>高速自動車国道（山陽自動車道・中国横断自動車道（広島自動車道 ・広島浜田線・尾道松江線）・中国縦貫自動車道 自動車専用道路（西広島バイパス・広島呉道路・西瀬戸自動車道 ・東広島・呉自動車道・広島高速1～4号線） その他国道・県道等の主要幹線道路</p>
---------------------------------------	---



注1) 緊急交通路は、実際の災害状況や道路状況に応じて指定又は変更する。
注2) 整備中の路線を含む。

第2項 輸送計画

1 方針

地震が発生した場合には、町、県及び関係機関は、災害応急対策の実施に必要な要員、資機材等の輸送を各機関の保有する車両、航空機等又は運送業者等の保有する車両、航空機等の調達により実施し、緊急輸送体制を確保する。

2 緊急輸送の対象とする者及び資機材の範囲

緊急輸送の対象とする者及び資機材の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 被災者
- (2) 災害対策要員
- (3) 救助用物資・資機材
- (4) 救急医薬品、緊急医療用水、衛生材料及び医療器具
- (5) 食料、飲料水、生活必需品等
- (6) 応急復旧用資機材
- (7) その他必要な人員、物資等

3 輸送車両等の確保

- (1) 町は、あらかじめ定める震災時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両等及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保する。
- (2) 町が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項から必要な項目を明示して、他の市町又は県にあつ旋を要請する。

ア 輸送区域及び借上げ期間

イ 輸送人員又は輸送量

ウ 車両等の種類及び台数

エ 集結場所及び日時

オ 車両等の燃料の給油場所及び給油予定量

カ その他必要事項

第8節 避難生活及び情報提供活動

第1項 避難対策計画

1 方針

地震により、建築物、工作物の破損や広範囲の火災、がけ崩れ、土石流等が発生した場合には、町長又はその他関係法令の規定に基づく避難の措置の実施責任者は、必要に応じ避難のための措置をとり、人命の安全確保に努める。

この計画では、指定避難所の運用について定める。

2 指定避難所の開設

(1) 指定避難所の管理運営

指定避難所の運営に当たっては、町、自主防災組織、ボランティア団体、その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。

特に、町は、あらかじめ施設管理者との調整や指定避難所毎の担当職員を定めるなど、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努める。また、自主防災組織等と協力し、施設の速やかな開錠体制の構築及び円滑な指定避難所の運営に努め、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するとともに、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるものとする。

なお、町及び県は、相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引取や応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって指定避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

また、県は、指定避難所の設置・運営について、必要に応じ、応援職員を派遣するなど、町を支援するものとする。

指定避難所の具体的な管理運営に係る主な業務としては、次の点に留意する。

ア 情報伝達手段を確保し、避難住民に対して正確な情報及び指示を与えるとともに、避難者数の把握、避難者名簿の作成等により指定避難所及び避難者の状況を早期に把握し、関係防災機関へ連絡する。

また、指定避難所で生活せず食事のみ受け取っている被災者等の情報把握に努め関係防災機関へ連絡する。

イ 食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、指定避難所の衛生管理など必要な対策を講じるとともに、救護所の設置等必要な医療体制の確保や、避難者の心身

の健康の確保のため保健師等による健康相談、心のケアなど必要な対策を行う。

また、プライバシーの確保や様々なニーズの違いに対応できるよう男女双方の視点等に配慮するなど、良好な生活環境を維持するよう注意を払う。

ウ 避難の長期化等必要に応じて、簡易ベット等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ゴミ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、指定避難所での健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事の提供等栄養管理に努める。

エ 指定避難所における食料、飲料水及び生活必需品等の必要量を把握し、効率的に配給する。

オ 要配慮者の窓口を設置し、ニーズを把握し支援を行う。

また、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所への避難や必要に応じて福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

カ 県及び町は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努め、また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

キ 町は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

ク 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

ケ 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

コ やむを得ない理由により、指定避難所に滞在することができない被災者に対して、食料等物資の提供、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努

めるものとする。

サ 「ペット受け入れのための避難所運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。

町は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

(2) 広域的避難

被災市町は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等を考慮して、当該市町外への広域的な避難、避難所や応急仮設住宅等への収容等が必要であると判断した場合には、県に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。

県は、被災市町からの要請を受けた場合など、支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

また、大規模災害の発生による町機能の喪失等により、町において広域的避難に係る事務が行えなくなった場合、県は、町に代わり必要な手続きを行うものとする。

町等は、居住地以外の市町村へ避難する避難者に対して、避難先の自治体と連携のうえ、必要な情報等の提供に努める。

なお、被災者の広域避難にあたり輸送手段の確保が必要な場合、県は、輸送事業者である指定地方公共機関等に対し、被災者の運送を要請するものとする。

3 避難行動要支援者の避難等

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

障害者等の要配慮者が指定避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、福祉避難所の設置や、避難場所として宿泊施設を借上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

避難行動要支援者の避難等の措置について、当該市町のみで対応できない場合は、他の市町や関係機関等の協力を求めて、当該市町外の社会福祉施設等へ避難させる。

県は、当該市町が避難行動要支援者を他の市町へ避難させるための協力要請をした場合など、当該市町への支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

4 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生した場合、県及び町は、住民等への広報を行うとともに、必要に応じ、一時滞在施設等への避難誘導を行うものとする。

第2項 広報・被災者相談計画

1 方針

地震発生時においては、各防災関係機関は、被災地や隣接地域の住民に対し、被害の状況、災害応急対策の実施状況等について速やかに広報し、住民の不安解消に努めるとともに、住民自らの適切な判断により、無用の混乱を排除するよう配慮する。

なお、住民への情報伝達に当たっては、報道機関の協力を得るものとする。

また、速やかな対策を講じるために被災者相談を行い、住民の動向と要望を把握する。

2 広報活動

(1) 広報責任者

町は、「災害情報計画」で得た情報及び住民が行うべき措置等を周知させる必要があると認めるときは、あらかじめ定めた広報手続きにより、広報活動を実施する。

ただし、急を要する広報については、直接各放送機関に対して広報事項を示して、放送の要請を行う。

(2) 広報の目的

町は、災害発生直後には、パニック、余震、火災等による二次災害の防止を中心に広報活動を実施する。

また、応急復旧時には、食料や交通などの生活情報や被災者の生活再建支援情報を中心に広報活動を実施する。

(3) 広報機関による広報の内容

町、消防本部は、山県警察署、その他の関係機関と緊密な連携の下に、次の事項について広報活動を行う。

ア 広報の内容

(ア) 災害発生直後の広報

- a 地震に関する情報（余震に関する情報を含む。）
- b 避難に関する情報（避難場所、避難指示等）
- c 医療、救護所の開設に関する情報
- d 災害発生状況に関する情報
- e 出火防止、初期消火に関する情報
- f 二次災害防止に関する情報（デマの防止、電気、ガス、水道等の措置）
- g その他安心情報等必要な情報

(イ) 応急復旧時の広報

- a 食料、水、その他生活必需品の供給に関する情報
- b 電気、水道の復旧に関する情報
- c 交通機関、道路の復旧に関する情報

- d 電話の利用と復旧に関する情報
- e ボランティア活動に関する情報
- f 仮設住宅、ホームステイ等に関する情報
- g 臨時相談所に関する情報
- h 被災建築物応急危険度判定活動及び被災宅地危険度判定活動に関する情報
- i その他生活情報等必要な情報

イ 広報の方法

- (ア) きたひろネットによる放送・放映、きたひろ情報アプリ等による広報
- (イ) 窓口による広報
- (ウ) 広報車、ハンドマイク等による広報
- (エ) 立て看板、横断幕、貼り紙等の掲示広報
- (オ) ビラ配付等による広報
- (カ) 自主防災組織（自治会・コミュニティー組織）を通じての連絡
- (キ) 県に対する広報の要請
- (ク) 報道機関への情報提供、放送要請
- (ケ) 文字、手話、外国語等を用いた広報
- (コ) 臨時災害FM局によるラジオ放送
- (サ) インターネット等を利用した広報（ポータル運営事業者等に対するポータルサイトのトップページの優先利用等の依頼を含む）
- (シ) 公共情報コモンズとのデータ連携によるテレビ・携帯電話等からの情報伝達
- (ス) 登録制メール、エリアメールの活用

3 被災者相談活動

(1) 被災者相談機関

地震災害が発生した時には、被災者又は関係者からの相談、要望、苦情等に速やかに対応し、被災者の生活環境の早期改善のために被災者相談を行う。

(2) 相談方法

各防災関係機関は、被災者等からの相談・問合せに応じるとともに、要望、苦情等を広く聴取し、問題の早期解決を図るため、相談窓口を設ける。

また、必要に応じて、被災地及び避難場所等への臨時相談所の設置や広報車又は二輪車（バイク、自転車）等による被災地の巡回・移動相談を実施する。

なお、相談窓口は、関係機関が共同で設置するなどしてワンストップサービスの実現に努めるものとする。相談所の規模及び構成員等は、災害の実情に応じたものとする。

第3項 住宅応急対策計画

1 方針

地震が発生し、災害救助法が適用された場合には、町長は知事と協力して、被災者を収容するための仮設住宅の建設をはじめとする必要な住宅応急対策を講じるものとする。

2 実施する応急対策の内容

- (1) 災害救助法第4条第1号に規定する避難所及び応急仮設住宅の供与（仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ）
- (2) 災害救助法第4条第6号に規定する被災した住宅の応急修理
- (3) 公営住宅、企業所有の宿泊施設及び職員用住宅等の一時的供与
- (4) 民間賃貸住宅の情報提供等
- (5) 被災建築物応急危険度判定の実施
- (6) 被災宅地危険度判定の実施

3 実施責任者

- (1) 知事は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき避難所及び応急仮設住宅の供与に必要な住宅（応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げを含む。）及び施設の確保に努めるものとする。

なお、県内のみで確保が困難な場合、近隣他府県へ被災者を一時収容するための施設の提供を要請する。

- (2) 知事は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき、町長と協力して被災した住宅の応急修理を行う。
- (3) 災害救助法第13条及び同法施行令第17条の規定により、前各項の救助について町長に委任したときは、町長が実施する。
- (4) 町長は、地震により多くの建築物が被害を受け、被災建築物応急危険度判定が必要と判断した場合には、これを実施する。

知事は町長から支援の要請があった場合は、必要な支援を行う。

4 応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ

- (1) 供与の対象とする者

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流出、若しくは、それに準ずる者として発災後、国より通知される要件に該当し、居住する住家がない者で、自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者とする。

(2) 応急仮設住宅の供与の期間

特別な場合を除き、災害救助法の定める2年以内とする。

(3) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、町長が行うものとする。

ただし、特別な事情がある場合には、町長の協力を得て、知事が実施する。

なお、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮するものとする。

(4) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、広島県応急仮設住宅建設マニュアルに従い実施する。

ア 建設戸数

建設戸数の決定に当たっては、町長の意見を聞き、知事が決定する。この場合、別途確保し供与する公営住宅、借上げ可能な民間賃貸住宅等の状況を勘案するものとする。

イ 建設場所の確保

建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮し、あらかじめ把握している公有地で確保する。

ただし、やむを得ない場合は私有地を利用することもできるものとする。この場合、利用しようとする土地の所有者と十分な協議を必要とする。

なお、学校の敷地を建設場所として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

ウ 関係団体との協力協定

知事は、災害時に応急仮設住宅の建設を迅速に進めるために、住宅建設に係る関係団体とあらかじめ協力協定を締結するなど、環境整備を図るものとする。

また、広域かつ大規模な災害発生に対応するため、複数の関係団体との協力協定の締結に努める。協定を締結した関係団体とは、平時から緊急時の連絡体制や制度運用等について、情報共有を図るものとする。

なお、協定締結団体が複数となる場合の調達方針については、広島県応急仮設住宅建設マニュアルで定めるものとする。

エ 資機材の調達

県(救助実施町)は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて、国に資機材の調達に関して要請するものとする。

県は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等に当たっては、適正かつ円滑に行われるよう、救助実施町及び関係団体等との連絡調整を行う。

(5) 民間賃貸住宅の借上げ

知事は、民間賃貸住宅の借上げを迅速に実施するため必要となる取扱い等について、あらかじめ検討を進めるものとする。

ア 関係団体との協力協定

- (ア) 知事は、災害時に民間賃貸住宅の借上げを迅速に進めるために、民間賃貸住宅に係る関係団体と、借上げ可能な民間賃貸住宅の空き家情報の提供について、あらかじめ協力協定を締結するなど、環境整備を図るものとする。
- (イ) 知事は、民間賃貸住宅の無報酬での媒介について、宅建業関係団体に対して協力を要請するものとする。
- (ウ) 知事は、民間賃貸住宅の提供について、協定締結団体に対して協力を要請するものとする。
- (エ) 知事は、広域かつ大規模な災害発生に対応するため、複数の関係団体との協力協定の締結に努める。

5 住宅の応急修理

災害救助法及び同法施行細則の規定に基づく住宅の応急修理については、知事が町長に実施を指示し、町長が実施するものとする。

ただし、特別な事情により町長が実施することが困難な場合は、町長の協力を得て知事自ら実施するものとする。

(1) 対象となる者

住宅の応急修理の対象となる者は、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者とする。

(2) 修理の範囲

住宅の応急修理は、居室、炊事場、トイレ等のように日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分とする。

(3) 対象住宅の調査及び対象住宅の決定

対象住宅の調査及び対象住宅の決定については、あらかじめ定める危険住宅判定調査・修理対象基準により町長の意見を聞いて決定する。

(4) 必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体の協力を得て、知事が行うこととする。

(5) 実施期間

住宅の応急修理の実施期間は、災害発生の日から3か月以内（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内）とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間の延長を行う。

6 公営住宅の提供

被災市街地復興特別措置法（平成7年法第14号）第21条の適用があるものについて、受け入れを行う。

また、緊急対応として、災害対策基本法の規定に基づく激甚災害の指定及び災害救助法の適用があった場合については、町内の公営住宅の一時的目的外使用許可による収容施設の提供も考慮する。

7 企業等宿泊施設及び職員用住宅等の供与

知事は、前記6の公営住宅の提供を考慮する場合には、企業等の所有する社宅・寮及びその他宿泊施設の提供による供与について協力を要請するものとする。

8 被災建築物応急危険度判定

多くの建物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる人的二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定（以下「建築判定」という。）を実施する。また、実施のための必要な事前準備を行う。

（1）事前対策

ア 町長は、的確な建築判定を実施するため、次の事項についてあらかじめ定めておく。

（ア）建築判定実施の決定と被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「建築判定実施本部」という。）の設置

（イ）建築判定の実施に関する県との調整連絡及び県に対する支援要請

（ウ）建築判定対象区域、対象建築物の決定等の基準

（エ）応急危険度判定士及びその他判定業務従事者（以下「建築判定士等」という。）の確保、建築判定の実施体制等

（オ）建築判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

（カ）建築判定資機材の調達、備蓄

（キ）その他必要な事項

イ 知事は、町からの要請に対する的確な支援を行う。

ウ 県は、建築関係団体と協力し、建築判定士等の養成を行う。また、町及び県は協力して、必要な判定用資機材を備蓄しておく。

（2）建築判定実施の事前準備

ア 町長は、あらかじめ想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に建築判定を実施する施設、区域及び判定対象危険物の基準を準備しておく。

イ 町及び県は地震被害に備え、町は建築判定実施本部を、県は被災建築物応急危険度判定支援本部（以下「建築判定支援本部」という。）の体制について、あらかじめ整備しておく。

（3）応急危険度判定の実施

ア 町長は、地震により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断したときは建築

判定の実施を決定し、直ちに建築判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。また、建築判定のための支援を知事に要請することができる。

イ 知事は、町からの支援要請があったときは、建築判定支援本部を設置し、必要な支援を行う。

ウ 町及び県は、建築関係団体等の協力を得て、必要な建築判定士等の速やかな確保に努めるものとする。

エ 町及び県は、建築判定の実施の決定後速やかに、建築判定士等の食料の準備、建築判定区域までの移動に係る輸送方法の確保及び必要に応じ宿泊場所の確保等を行うものとする。

オ 県は、所定の建築判定用資機材が不足する場合には、当該市町に代わって、これを調達する。

(4) 県と町の連絡調整等

ア 町は、建築判定実施本部の設置を決定したときは、県に速やかに連絡するものとする。

イ 建築判定実施本部は、知事が建築判定支援本部を設置したとき、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとする。

9 民間賃貸住宅の情報提供

町長は、知事を通じ、民間賃貸住宅の情報提供や無報酬での媒介について（社）広島県宅地建物取引業協会及び（社）全日本不動産協会広島県本部に対して協力を要請するものとする。

10 被災宅地危険度判定

地震により多くの宅地が被害を受けた場合、その後の余震により宅地の崩壊等による人的被害の発生を防止するため、被災宅地危険度判定（以下「宅地判定」という。）を実施する。

また、実施のための事前準備を行う。

(1) 事前対策

ア 町長は、的確な宅地判定を実施するため、次の事項についてあらかじめ定めておく。

(ア) 宅地判定実施の決定と判定実施本部の設置

(イ) 宅地判定の実施に関する県との調整連絡及び県に対する支援要請

(ウ) 宅地判定実施方法の決定等の基準

(エ) 初動体制整備のための被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の養成、確保

(オ) 宅地判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

(カ) 宅地判定資機材の調達、備蓄

(キ) その他必要な事項

イ 知事は、町からの要請に対しの確な支援を行う。

ウ 県は、町の協力を得て、宅地判定に関する講習会を開催し、宅地判定士の養成に努めるとともに、必要な判定用資機材を備蓄する。

(2) 宅地判定実施の事前準備

ア 町長は、広島県土砂災害危険箇所図等を参考に、宅地判定実施の可能性が高い地域等を推定し、迅速に判定活動を実施するための環境を整備しておく。

イ 町長は、宅地判定実施本部を、県は宅地判定支援本部の体制について、あらかじめ準備しておく。

(3) 宅地判定の実施

ア 町長は、地震の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると判断した時は宅地判定実施本部を設置し、宅地判定の実施を決定する。また、町長は宅地判定実施のための支援を知事に要請することができる。

イ 知事は、町からの支援要請を受けた場合は、宅地判定支援本部を設置し、宅地判定士に協力を要請する等、必要な支援措置を講じる。

ウ 被災の規模等により、町が宅地判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事が宅地判定の実施に関し必要な措置を講じる。

エ 町及び県は、宅地判定等の判定区域までの移動についての輸送手段の確保、食料の準備及び必要に応じて宿泊場所の確保を行うものとする。

オ 県は、所定の判定用資機材が不足する場合は、当該市町に代わってこれを調達する。

(4) 県と町との連絡調整

ア 町は、宅地判定実施本部を設置したときは、県に速やかに連絡するものとする。

イ 宅地判定実施本部は、県の宅地判定支援本部に現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとする。

第9節 救援物資の調達・供給活動

第1項 食料供給計画

1 方針

町及び県は、地震災害発生時における被災者に対し、食料の応急確保に努め、災害救助法による食料の供給又は給食を行う。

また、地震災害に備え、緊急用食料の備蓄に努める。

なお、被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者等のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、栄養管理に配慮して食料供給等を行う。

2 実施責任者及び実施内容

- (1) 町長は、災害時に備えて食料供給計画を作成し、これにより食料の確保及び供給並びに給食を実施する。
- (2) 町長は、必要な食料を確保できない場合は、知事に応援を要請する。

3 実施方法

- (1) 町長は、災害時における食料（米穀、弁当、パン、缶詰、インスタント食品、調整粉乳等）の供給及び給食に必要な副食調味料の確保と供給に努める。
必要な食料の確保及び供給が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。
なお、炊き出しは、町が開設する避難所内又はその近隣において実施する。
- (2) 町長は、知事等から食料の供給を受けたとき、それを被災者に円滑に供給することができるよう、あらかじめ体制を整備しておく。
- (3) 町長は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。
- (4) 被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者等のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、必要に応じ、関係団体と連携し栄養管理に配慮して、食料の供給及び給食、炊き出し等を行う。

4 食料供給の適用範囲及び期間

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家の被害が全壊、半壊、床上浸水等であって炊事のできない者
- (3) 水道、電気、ガス等の供給がなく、炊事のできない者（医療機関や社会福祉施設等へ入院や入所している者も含む。）
- (4) 旅館やホテルの宿泊人及び前記の（2）、（3）の住家への宿泊人、来訪者
- (5) 被災地内に停車したバス等の旅客で、責任者の能力によって給食を受けることが期

待できない者

- (6) 食料供給を行う期間は、災害の発生した日から7日以内とし、特に必要がある場合は期間の延長を行う。

5 使途及び経費

災害救助法が適用された場合は、原則として、災害救助法施行細則に定める使途及び支出限度額の範囲で行う。

第2項 給水計画

1 趣旨

地震災害により水道、飲用井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたため、飲料水を得ることができない者に対し、県、町、水道事業者及び水道用水供給事業者は最小限度必要となる飲料水を確保する。

2 実施責任者

地震災害により次の事態が発生した場合、それぞれ次に定める者が供給の責務を有する。

給水を必要とする場合	実施責任者	法令名
災害により現に飲料水を得ることができない場合	知事（知事が実施を委任した場合は町長）	災害救助法第4条、第13条 災害救助法施行令第17条
知事が生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じた場合で、その期間の供給を知事が指示したとき	町長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第31条
災害時に緊急に水道用水を補給することが公共の利益を保護するため必要と知事が認め、命令を発した場合	水道事業者又は水道用水供給事業者 （以下「水道事業者等」という。）	水道法（昭和32年法律第177号）第40条

なお、災害救助法等が適用される前においては、水道により水を供給しているときは、その水道事業者又は水道用水供給事業者が供給の責務を有する。

3 実施方法

給水活動を迅速かつ円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

- (1) 給水車、給水船等による応急給水を実施する。特に、災害拠点病院や透析医療機関、災害拠点精神科病院など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。
- (2) 浄水場、貯水地、避難所等で拠点給水を実施する。
- (3) 避難場所周辺のビル等の受水槽の活用を図る。
- (4) 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。
- (5) 給水用資機材の調達を行う。
- (6) 関連事業者等の協力を得て、応急仮配管の敷設、共用栓の設置等を行う。
- (7) 町のみでは、飲料水の確保、給水活動（応急復旧を含む。）が困難なときは隣接市町又は県に応援を要請する。
- (8) 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。
- (9) 応急給水場所や通水状況、通水の見通し等を広報し、住民への周知を図る。
- (10) 遊休井戸等の緊急時に活用できる水源の確保・管理に努める。

第3項 生活必需品供給計画

1 方針

町及び県は、被災者に対し衣服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に努めるとともに、区域内の卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

町及び県は相互に協力し、被災者に対し、生活必需品等を給与又は貸与し、被災者の応急救助を行う。

2 実施責任者

知事は、災害救助法を適用した場合、町長を補助執行者として生活必需品を被災者に給与又は貸与する。

なお、同法第13条及び同法施行令第17条の規定により、町長が知事より生活必需品等の給与又は貸与の実施を委任されたときは、町長が実施責任者となり実施する。

3 実施基準

(1) 生活必需品等の給与又は貸与を受ける者

地震により住家に被害（全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水）の被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者であって、物資の流通機構等の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を入手することができない状態にある者。

(2) 適用期間

災害の発生の日から10日以内とし、特に必要がある場合は、期限の延長を行う。

(3) 生活必需品等の範囲

ア 寝具（毛布等）

イ 外衣（ジャージ等）

ウ 肌着（シャツ、パンツ等の下着、靴下等）

エ 身の回り品（タオル、サンダル等）

オ 炊事用具（鍋、包丁、缶切り、カセットコンロ、カセットコンロ用燃料等）

カ 食器（コップ、皿、箸等）

キ 日用品（トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨き、ビニールシート、軍手、ポリタンク、生理用品、紙オムツ等）

ク 光熱材料（LPガス、灯油、マッチ、懐中電灯、電池等）

4 実施方法

あらかじめ生活必需品等供給計画を作成し、被災者のための生活必需品等の確保と供給に努め、必要量が確保できないときは、県及び他の市町に対し応援を要請する。

第4項 救援物資の調達及び配送計画

1 方針

町内で大規模な災害が発生し、町単独での物資の確保が困難な場合に、県は、町の要請等に基づき、県の備蓄物資を供給するとともに、町の要請を取りまとめて民間事業者等に対して、物資の調達及び輸送等を要請する。

また、県単独での対応が困難な場合は、国や他の都道府県等へ物資の供給を要請する。なお、大規模災害により物資等が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認められ、かつ、町の要請を待ついとまがないと認められるとき、県は、町からの要請を待たずに必要な物資の供給を行うことができる。

2 物資の調達及び受入体制

(1) 町

ア 被災者に速やかに物資を供給することができるよう、避難所等での分散備蓄や救援物資輸送拠点の複数箇所の選定に努めるものとする。

また、地震等により救援物資輸送拠点が使用出来ない場合等を想定して、民間施設の選定に努める。

イ 物資の調達が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。

ウ 救援物資の受入窓口をあらかじめ定めるとともに、県、事業者との間で救援物資輸送拠点の情報共有に努める。

(2) 県

ア 町から物資の要請があった場合、又はその必要があると認めた場合、備蓄物資を速やかに市町へ供給する。

イ 「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」を締結している小売事業者等に物資を要請するとともに、必要に応じ、県災害対策本部へ連絡員の派遣を要請する。

ウ 県単独での物資の確保が困難な場合、国や中国5県及び中国・四国地方における災害時の相互応援協定等に基づき物資の要請を行う。

エ 地震等により救援物資輸送拠点が使用出来ない場合等を想定して、民間施設の選定に努めるとともに、災害時に市町から要請があった場合、県倉庫協会等に対して民間施設の確保を要請する。

3 物資の輸送

(1) 県は、広島県トラック協会及び広島県旅客船協会等へ物資輸送の要請を行う。

(2) 県は、広島県トラック協会等に対して、県や市町の災害対策本部または救援物資輸送拠点等への物流専門家の派遣を要請する。

(3) 物資の輸送に協力するひとしま県トラック協会等は、物資を輸送する際に、必要

- に応じ、避難所のニーズ等の聞き取りを行い、市町等への報告に努めるものとする。
- (4) 物資輸送車両等の燃料確保について、県は、国への要請や関係機関との連携により確保に努めるものとする。また、必要に応じ、西日本高速道路株式会社等に対して、高速道路の給油所において物資輸送車両へ給油を行うよう要請する。

第10節 保健衛生・防疫、遺体の処理に関する活動

第1項 防疫計画

1 方針

町及び県は、地震災害発生時において、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などにより感染症の発生が予想されるため、防疫について必要事項をあらかじめ定め、感染症の予防及びまん延の防止のための防疫活動を実施する。

2 実施責任者及び実施事項

感染症の発生予防及びまん延予防のための措置として、知事は次の方法を用いることができる。このうち、感染症の病原体に汚染された場所等の消毒、ねずみ族・昆虫類等の駆除及び感染症の病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等については、知事は感染症患者若しくはその保護者又はその場所の管理者等に命じてこれを行わせることができるが、それらによる実施が困難な場合は、知事の指示により町が実施する。

また、生活の用に供される水の使用制限等を実施した場合には、町は生活の用に供される水を供給する。

実施の内容	条 項	対 象
病原体に汚染された場所等の消毒	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第27条	一類感染症 二類感染症 三類感染症 四類感染症
病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等	法第29条	新型インフルエンザ等感染症 新 感 染 症 指定感染症
生活の用に供される水の使用制限等	法第31条	
ねずみ族・昆虫類等の駆除	法第28条	一類感染症 二類感染症 三類感染症 四類感染症 新 感 染 症 指定感染症
病原体に汚染された建物等への立入制限等	法第32条	一類感染症 新型インフルエンザ等感染症
病原体に汚染された場所の交通制限等	法第33条	新 感 染 症 指定感染症

3 町の防疫活動

(1) 県の防疫指示に基づき、次の事項について、範囲及び期間を定めて速やかに行う。

ア 感染症の病原体に汚染された場所等の消毒（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 27 条）

イ ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 28 条）

ウ 物件に係る措置（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 29 条）

エ 生活の用に供される水の供給（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 31 条）

オ 臨時予防接種の実施（予防接種法第 6 条）

(2) 県の指示に基づき、清掃・消毒、ねずみ・ハエ・蚊等の駆除、飲料水等の家庭用水の供給を実施する。

(3) 避難所における防疫を実施する。

(4) 防疫薬剤を配布する場合は、自治振興会等を通じて行う。

4 各種感染症に関する知識・情報の広報

結核・感染症発生動向調査情報等に基づき、住民に対し、流行のおそれのある感染症予防に関する正しい知識の周知、徹底を図るため、迅速かつ適切に広報活動を実施する。

第2項 遺体の捜索、取扱い、埋火葬計画

1 方針

震災時において死亡者が発生した場合、町、県及びその他の防災関係機関は、相互に連絡を密にして、遺体の捜索、処理及び埋火葬を実施する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には、遺体の取扱いを遅滞なく進める。

2 遺体の捜索

災害救助法が適用された場合、町長は知事の補助者として消防本部、消防団、山県警察署及びその他の関係者の協力のもとに、災害救助法施行細則の基準に従い、遺体の捜索を行う。

なお、知事が町長に実施を委任したときは、町長が実施責任者となり遺体の捜索を行う。

3 遺体の取扱い

遺体を発見したときは、県警察及び町は次の措置を行う。

(1) 県警察

ア 遺体の見分及び検視（以下「検視等」という。）を行うとともに、町と連携をとり所要の措置を行う。

なお、多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため、検視場所の確保、検視に必要な資機材（水、電気、手袋、エプロン等）の準備・保管、提供、検視等が終了した遺体の洗浄処理等について町と連携して対応するとともに、県警察にあつては、必要に応じて警察災害派遣隊を要請し、体制の確保に努めることとする。

イ 身元不明遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品の保存等を行い、速やかに身元確認に努める。

(2) 町

ア 遺体について、山県警察署と協議のもと、医師による死因その他医学的検査を実施する。

イ 遺体の身元特定のために必要な資料等について、山県警察署等に積極的な提供を行う。

ウ 多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため、検視場所の確保に努めるとともに、検視に必要な資機材（水、電気、手袋、エプロン等）の準備・保管・提供について山県警察署等と連携して対応する。

エ 検視及び医学的検査を終了した遺体については、おおむね次により処理する。

(ア) 感染症の予防等に配慮し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(イ) 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合においては、遺体の腐敗防止措置を行った上で特定の場所（寺院などの施設の利用又は神社、仏閣、学校等の施設に仮設）に集め、埋火葬の処置をとるまで一時保存する。

4 遺体の埋火葬

町は、自ら遺体を埋葬若しくは火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物支給を行う。

なお、町が平常時使用している火葬場の火葬能力では遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、「広島県広域火葬計画」（平成 25 年 10 月 1 日施行）に基づき、県に対して応援を要請する。また、棺、骨つぼ等埋火葬等に必要な物資が十分に確保できない場合も、同様とする。

県は、町から応援要請を受けたときは、火葬場、棺等関連する情報を広域的かつ迅速に収集するとともに県内市町に対して応援要請し、状況に応じて災害時の相互応援協定に基づき近隣県に対して応援要請を行う。

なお、埋火葬に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 身元不明の遺体については、山県警察署その他の関係機関に連絡した後に、措置する。
- (2) 身元不明でかつ原因不明の遺体については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）の規定により措置する。ただし、災害救助法が適用されている場合で、災害により死亡したことが明らかな遺体については、同法に基づき埋火葬を実施する。
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による遺棄体の移動制限等
 - ア 知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、遺体の移動を制限し、又は禁止する場合がある。
 - イ 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染等された遺体は、火葬しなければならない。ただし、十分な消毒を行い、知事の許可を受けたときは埋葬することができる。
 - ウ 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染等された遺体は、24 時間以内に火葬し、又は埋葬することができる。

第 1 1 節 応急復旧、二次災害防止活動

第 1 項 公共施設等災害応急復旧計画

1 方針

震災によって被害を受けた公共施設の管理者は、住民生活の安定に重大な影響を及ぼす施設を重点に、速やかに応急復旧工事を実施し、降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止施策を講じるとともに、応急対策の円滑な実施に支障がないように努める。

なお、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討し、必要な施設の新設又は改良等を行う。

2 防災上重要な拠点施設の応急復旧活動

防災上重要な拠点となる施設の管理者は、震災により施設に被害を受けた場合は、被災状況を速やかに調査し、応急復旧を図る。

3 交通施設の応急復旧活動

道路、橋梁等の管理者は、震災により施設に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、設定された緊急交通路を早急に確保するため、沿道等の応急復旧計画と調整のうえ、応急復旧工事を実施する。

なお、高速道路については、緊急交通路としての機能を確保するため、上下線各 1 車線の確保に向けて最大限の努力をする。

4 治水施設等の応急復旧活動

(1) 河川

河川管理者は、震災により管理する施設に被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、二次災害防止のための応急復旧工事を実施する。

(2) 砂防設備等

町及び県は、砂防設備等の損傷や土石流、山崩れ、がけ崩れ等の発生により、二次災害が発生するおそれのある場合には、被害状況を速やかに調査し、崩落土砂の除去や仮設防護柵設置等の応急工事を実施する。

5 治山施設等の応急復旧活動

町、県及び近畿中国森林管理局は、治山事業施工地又は計画地において山腹崩壊等により土砂が流出した場合は、排土等による原状回復に努め、二次災害防止のための応急工事として編柵、土のう積等を行う。

6 その他公共、公益施設の応急復旧活動

その他住民生活に重要な影響を及ぼす公共、公益施設については、緊急度に応じて速やかに応急復旧を図る。

7 住民への広報活動

町、県及び公共施設の管理者は、公共施設の損傷等により二次災害が発生するおそれのある場合等必要に応じて、住民に対し広報する。

第2項 電力・ガス・水道・下水道施設応急復旧対策計画

1 方針

電力施設、ガス施設、水道施設及び下水道施設の復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすため、これらの施設の設置者又は管理者は、震災時には被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮し応急復旧を迅速に実施する。

2 電力施設の応急対策

(1) 実施責任者

中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社

(2) 震災時における危険防止措置

震災時において、送電又は配電を行うことが危険であると認められる地域に対しては、送電又は配電の遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 復旧方針

復旧に当たっては、電力確保に重要な電力施設の復旧を優先するとともに、需要者に対する復旧に当たっては、次の需要者の復旧を優先させる。

ア 人命救助にかかわる病院

イ 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信、報道等の機関

ウ 被災者収容施設（学校など避難場所や避難所に指定された施設）

(4) 要員及び資機材等の確保

ア 復旧要員

あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、必要に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、状況によっては広域的な応援・受援計画により他の電力会社へ応援を依頼する。

なお、他の電力会社へ応援を依頼する場合は、応援要員の宿舎と工事用車輛の駐車場を確保する。

イ 復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施するものとし、不足する場合は他の電力会社に融通を依頼する。

(5) 広報サービス活動の実施

電力施設の停電状況、復旧の見通し、電気使用上の注意等の広報活動をホームページへの掲載を含むインターネットによる発信、防災無線の活用及び広報車による周知等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

3 ガス施設の応急対策

(1) ガス事業

ア 実施責任者

ガス事業者

イ 情報の収集

地震計による地震の強さ、テレメーターによる主要導管の圧力変化、移動無線車及び事業所等の情報に加え、関係機関からの情報を得て総合的に被害状況を把握する。

ウ 二次災害発生の防止

ガス施設の損傷によって、二次災害の発生が懸念される場合には、ブロック化された導管網を用い、被害を受けた地域のガス供給を停止する。

エ 要員及び資機材の確保

(ア) 復旧要員

あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、被害状況に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、単独復旧が困難な場合には、「非常事態における応援要綱」（一般社団法人日本ガス協会）に基づき、他のガス会社へ応援を依頼する。

なお、他のガス会社へ応援を依頼する場合は、応援要員の宿舎と工事用車両の駐車場を確保する。

(イ) 復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施する。不足する場合は、他のガス会社に融通を依頼する。

オ 広報活動

ガス施設の被害状況、復旧の見通し、ガス使用上の注意等の広報活動を広報車及びホームページへの掲載を含むインターネットによる発信等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

(2) 液化石油ガス販売事業

ア 実施責任者

液化石油ガス販売事業者

イ 応急対策、広報活動等

ガス事業者に準じた応急対策、広報活動等をとるものとする。

4 水道施設の応急対策

(1) 実施責任者

水道事業者及び水道用水供給事業者

(2) 応急復旧対策

- ア 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ関連事業者等からの応援を受ける場合も想定した手順や方法を明確にした計画の策定に努める。
- イ 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、県内の関連事業者、隣接市町又は県に応援を要請し、必要に応じて広域的な応援・受援計画により、県外の関連事業者等へ応援を依頼する。
- ウ 応急復旧等の状況や見通しを広報し、住民へ周知する。

(3) 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材等は、可能な限り備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確立に努めるものとする。

5 下水道施設の応急対策

(1) 実施責任者

下水道管理者

(2) 応急復旧対策

- ア 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等との災害時における復旧支援に関する協定を締結するなど支援体制の確立に努めるものとする。
- イ あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保し、応急対策を実施する。
- ウ 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、関連事業者、近隣市町又は県に応援を要請する。県は、県を越える広域的な支援を必要と認めるときは、「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき支援体制を整える。

第3項 その他施設災害応急対策計画

1 目的

この計画は、災害時に応急対策が必要なその他の施設について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 防災重点ため池対策

町は、所有者等による応急措置では十分に安全を確保できない場合、防災上必要な措置を行う。

当該町での措置が極めて困難な場合などにおいては、災害対策基本法に基づく応援の要請を検討する。

3 空家対策

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第4項 廃棄物処理計画

1 方針

し尿、ごみ等による公衆衛生や生活環境の悪化や、一時的に大量に発生した廃棄物が早期の復旧・復興の妨げになることを防ぐため、安全性や生活環境の保全を確保しつつ、廃棄物の適正かつ迅速な処理を実施する。

災害廃棄物の処理にあたっては、可能な限り廃棄物の再生利用を図り、最終処分量を低減させる。また、県内の既存処理施設を最大限に活用しつつ、関係機関と協力して処理体制を構築する。

2 災害廃棄物処理計画

県及び町は、平時に作成された災害廃棄物処理計画に基づき対応を行う。

(1) 町災害廃棄物処理計画

町は、仮置場候補地の選定・設置運営に係る事項など、災害廃棄物の処理主体としての実施事項や町における災害廃棄物の発生推計量等の基礎データを平時から整理し、町災害廃棄物処理計画において、具体的に示す。

3 実施主体等

災害廃棄物(一般廃棄物)は、町が主体となって処理する。県は町を中心とした処理体制構築のための連絡調整や町の支援を行う。

町及び県の役割

町	県
<ul style="list-style-type: none">・自ら主体となって災害廃棄物の処理を実施・仮置場の設置運営・廃棄物の運搬・処分等・県、他市町、民間支援団体との協力体制に係る連絡調整、支援要請	<ul style="list-style-type: none">・県内市町、他都道府県、国、民間支援団体等の協力支援体制の整備に係る連絡調整・被災市町への事務支援、人的支援・被災市町による処理が困難な場合に、事務委託により災害廃棄物の処理を実施

4 災害廃棄物の処理

地震によるライフラインの被災等に伴い、通常のごみ処理が困難となることが想定される。

町は、被災地の公衆衛生の確保と生活環境の保全を図るため、ごみ及び災害廃棄物の処理を被災直後の第一次対策、被災によるごみの大量排出が一段落した段階の第二次対策、災害廃棄物を処理するための第三次対策に分けて実施する。

(1) 第一次対策

ア 町は、一般家庭、避難場所、避難所などから排出される生活系ごみ、破損家財ごみ、火災ごみなど、公衆衛生の確保と生活環境の保全上速やかに処理を必要とするごみについて、分別収集、運搬、処理を行う。また、住民及び事業者は、ごみの分別排出に努める。

イ ごみ処理施設及び処分場によって、短時間で大量のごみを処理することができない場合には、町は、公有地等を利用して臨時ごみ保管場所を確保し、ごみを搬入する。

(2) 第二次対策

町は、臨時ごみ保管場所に搬入したごみをごみ処理施設及び埋立処分場へ逐次運搬し、処理する。

(3) 第三次対策

ア 町は、建築物の倒壊、解体等により生じた災害廃棄物のうち、一般廃棄物を計画的に分別、収集、運搬及び処分する。

イ 事業系建築物の所有者は、事業系建築物の倒壊、解体等により生じた災害廃棄物のうち、産業廃棄物を分別し、運搬及び処分する。

この場合、町は、処分先等を指示することができるものとする。

ウ 町は、公有地等を利用して臨時災害廃棄物保管場所を確保し、災害廃棄物を分別し、搬入する。

エ 災害廃棄物については、「土木工事再生資源活用実施要領」等に準じて、リサイクルを進めることとする。

オ 災害廃棄物のうち、廃石綿（アスベスト）を使用している建築物の解体、ガレキの収集、運搬、処分については、「建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針」に沿って実施する。

また、町及び県は、建築物等の解体等による廃石綿（アスベスト）の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

カ 災害廃棄物のうち、被災家庭用冷蔵庫、ルームエアコン等については、機器に含まれるフロンが大気中に放出されないよう、被災機器を分別するなどして処理する。

また、災害廃棄物の処理を町の災害廃棄物処理事業として実施する場合には、業務用冷凍空調機器のフロン類についても、可能な限り処理を推進する。

(4) ごみ及び災害廃棄物処理等の実施方法

ア 被災時におけるごみ及び災害廃棄物の処理計画を定め、適切に実施する。

イ 収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、処理班を編成する。必要な場合には、近隣市町、関係業者へ応援を依頼し、ごみの収集、運搬を委託する。

ウ 必要な場合には、地域内に臨時ごみ保管場所、臨時災害廃棄物保管場所を設置する。

エ 収集したごみ及び災害廃棄物の処理等を実施する。

オ ごみ処理施設の損傷箇所の修理や冷却水の確保を図り、正常な運転を維持する。

(5) 連携の促進等

ア 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

イ 災害廃棄物に関する情報のほか、国（環境省）による災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地方公共団体等

の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等で周知に努める。

5 災害廃棄物処理実行計画の作成

町は、発災後、国が作成するマスタープランや市町災害廃棄物処理計画等をもとに、実際の被災状況を踏まえ、具体的な処理方法等を定めた「災害廃棄物処理実行計画」を作成する。併せて、広域的な対応が必要となる場合及び県が町に代わり廃棄物処理を行う場合には、県が「災害廃棄物実行処理計画」を作成し、全体的な管理を行う。

第5項 有害物質等による環境汚染防止計画

1 目的

被災した工場又は事業場等からの有害物質及び建築物等からの石綿の飛散・流出を防止するため、被害の状況を把握し、適切な措置を講じることにより、災害の拡大及び二次被害の防止を図り、もって県民の健康被害を防止するとともに、生活環境を保全する。

2 実施方法

災害発生時において、関係行政機関は、次のとおり実施する。

(1) 有害物質の飛散・流出防止措置

ア 被災状況の把握

関係行政機関は、被災地域における有害物質使用等事業者に対して施設の点検を指導するとともに、有害物質の飛散・流出の有無等の状況について、速やかに把握する。

イ 環境汚染事故対応

環境汚染事故が発生した場合は、広島県危機対策運営要領（水質汚染事故・大気汚染事故）により、必要な措置を講じる。

ウ 環境影響の把握

有害物質の飛散・流出により、周辺環境への影響が懸念される場合は、大気、土壌、公共用水域等の水質の採取・分析を行い、環境影響の有無を把握する。また、測定結果は、速やかに公表する。

(2) 建築物等からの石綿の飛散防止措置

「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）（平成29年9月）」に基づき、必要な措置を講じる。

なお、被災建物等の解体及び解体廃棄物の処理に伴い石綿の飛散が懸念される場合は、大気中のアスベスト濃度のモニタリングを行い、測定結果は、速やかに公表する。

測定地点の選定にあたっては、被災状況、関係市町の意見等を勘案して定める。

3 環境汚染防止の推進等

災害発生時の措置の実施を円滑に行うため、広島県危機対策運営要領及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）（平成29年9月）」に定めるもののほか、次の事項について実施する。

(1) 水質汚濁防止法、P R T R法（化学物質排出管理把握促進法）等の届出情報による有害物質使用等事業場の把握

- (2) 大気汚染防止法による石綿飛散防止対策の推進
- (3) 事業者の化学物質の管理体制の整備の促進

第12節 ボランティアの受入等に関する計画

1 方針

町、県及び関係機関は、ボランティアによる活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、迅速かつ円滑なボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するため、受入れに携わる要員の育成に努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2 ボランティアの受入れ

(1) ボランティアの受入れ体制

地震災害時において、県は、災害対策本部を設置した際には、広島県社会福祉協議会が設置する広島県被災者生活サポートセンターへの支援を行う。広島県被災者生活サポートボランティアセンター及び被災地社会福祉協議会が設置する市町被災者生活サポートボランティアセンターは、連携を図り、ボランティアなどの受入れや活動支援、情報収集・発信などを行う。

(2) 県災害対策本部の役割

県災害対策本部は、ボランティアの受入体制の確保について、被災市町、日本赤十字社広島県支部、広島県社会福祉協議会及びその他防災関係機関並びにボランティア団体と緊密に連絡、協議し、支援等を行うものとする。

また、県災害対策本部は、広島県被災者生活サポートセンターへ被災地の状況、救援要請や救援活動の状況などの情報提供や情報収集を行う。

(3) 町災害対策本部の役割

町災害対策本部は、ボランティアの受入体制の確保について、北広島町被災者生活サポートボランティアセンターと連携し、ボランティアの受入窓口や連絡体制を定め、ボランティア活動の円滑な実施を支援する。

また、町災害対策本部は、北広島町被災者生活サポートボランティアセンターに対して、情報提供等の支援を行う。

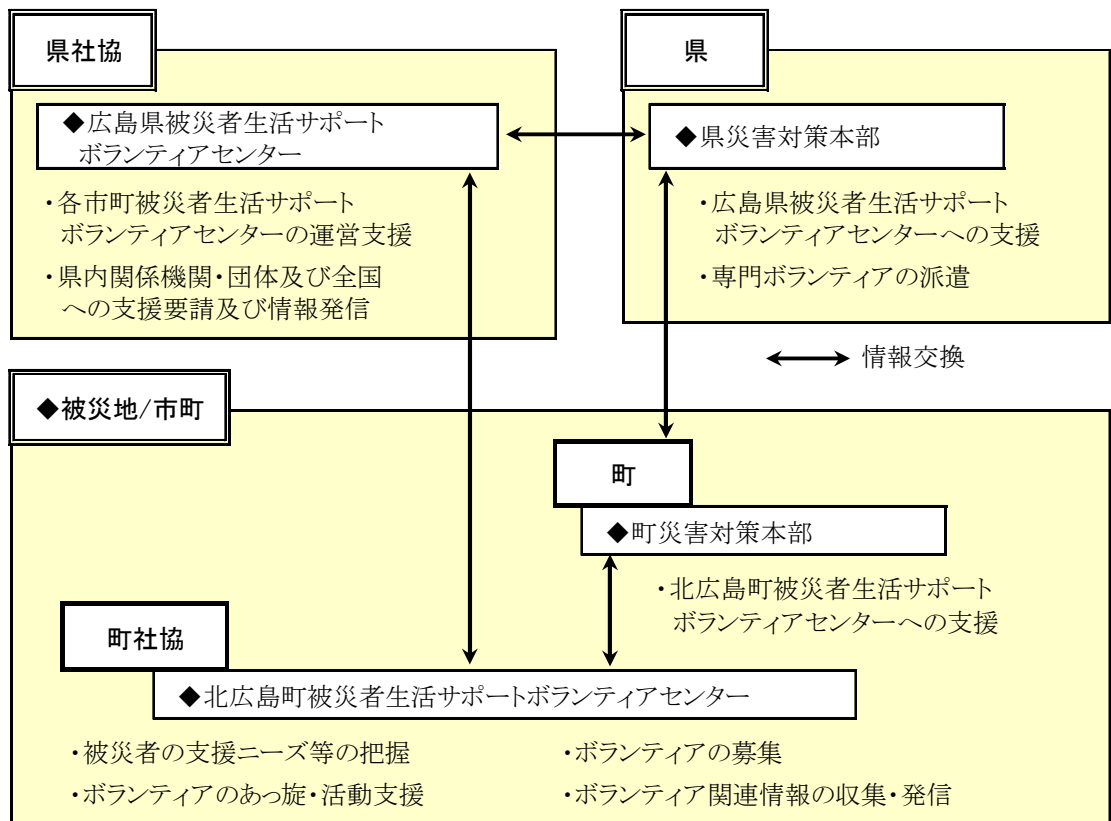
(4) 広島県被災者生活サポートボランティアセンターの役割

市町被災者生活サポートボランティアセンターや県災害対策本部等と連絡・調整し、市町被災者生活サポートボランティアセンターの後方支援を行う。

ア 市町被災者生活サポートボランティアセンターの運営支援

情報発信、人材の派遣、資機材の確保、資金の調整等の支援を行う。

- イ 県内関係機関・団体及び全国への支援要請及び情報発信
 県域の災害時の協働ネットワークである「広島県被災者生活サポートボラネット」の構成機関・団体及び全国へ、被災地支援に向けた情報、人材、資機材の確保、資金の呼びかけ等を行う。
- (5) 北広島町被災者生活サポートボランティアセンターの役割
 広島県被災者生活サポートボランティアセンターや町災害対策本部等の連絡・調整し、ボランティアなどの受入れや活動支援を行うものとする。
- ア 被災者の支援ニーズ等の把握
 各災害応急対策責任者や被災者、ボランティア、関係機関・団体等から、被災者の支援にかかるニーズを把握する。
- イ ボランティアの募集
 ボランティアのあつ旋要請等の需要に対し、ボランティアが不足すると考えられる場合、ボランティア活動の必要な状況を広報し、ボランティアの募集を行う。
- ウ ボランティアのあつ旋・活動支援
 災害発生時におけるボランティア申出者を受け付け、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動地域等を把握する。
 各災害応急対策責任者から北広島町被災者生活サポートボランティアセンター等に対しボランティアのあつ旋要請が出された場合、平常時からのボランティア登録者及び災害後に受け付けたボランティア申出者の中から必要なボランティアをコーディネートする。
 また、ボランティアのあつ旋要請がない場合でも必要と認められるときは、ボランティアのあつ旋を行うことができる。
- エ ボランティア関連情報の収集・発信
 被災地の状況、救援活動の状況などの情報を、ボランティアに対して的確に提供する。



(6) 被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）への国庫負担

県内市町に災害救助法が適用された際、県又は県から事務の委託を受けた市町が、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）に委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができるものとする。

3 専門ボランティアの派遣等

県は、各災害応急対策責任者から専門ボランティアのあっせん要請があった場合、北広島町被災者生活サポートボランティアセンター等で受け付けた専門ボランティアをあっせんする。

町は、専門ボランティアの受入れ及びあっせんの調整等を行う。

4 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

町及び県は、庁舎、公民館、学校などの施設の一部を、ボランティアの活動拠点として積極的に提供する。

また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し

出し、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努めることとする。

5 災害情報等の提供

町は、北広島町被災者生活サポートボランティアセンターへ、ボランティア活動に必要な災害情報等を積極的に提供するとともに、必要により、被災者生活サポートボランティアセンター等が行う情報共有会議等に参加し、情報の共有を図る。

6 ボランティアとの連携・協働

県及び町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

7 北広島町被災者生活サポートボランティアセンターの機能喪失時の補完体制

大規模災害の発生により北広島町被災者生活サポートボランティアセンター機能の一部又は全部が喪失した場合、広島県被災者生活サポートボランティアセンター及び近隣の市町社会福祉協議会（被災者生活サポートボランティアセンター）は、協働して、センター機能の一部又は全部を担える体制を整備する。

8 ボランティア保険制度

県及び町は、ボランティアの活動中における負傷等に備え、ボランティアが保険へ加入するよう努める。

9 海外からの支援活動の受け入れ

海外からの支援活動は、国が受け入れたものについて、国及び県の受け入れ計画に基づき、町が受け入れるものとする。

その際には、県と連携しボランティアセンター等から通訳ボランティアを確保するなどの活動支援を行うものとする。

第13節 文教計画

1 方針

町及び県は、震災時において園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保し、震災後の生徒等の不安感の解消に努めるとともに、学校教育の万全を期するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

また、震災時において学校や公民館等の社会教育施設が被災者の避難所として使用されることとなった場合、その使用に支障のないよう適切な運営に努める。

2 避難対策

(1) 学校又は保育所等の管理者

ア 町立学校

町教育委員会

イ 県立学校

県立学校長

ウ 私立学校

私立学校長

エ 保育所等

施設長

(2) 避難の実施

学校又は保育所等の管理者は、震災が発生した場合又は町長が避難の指示等を行った場合には、あらかじめ作成された避難計画に基づいて生徒等及び教職員等を安全な場所に避難させ、その安全の確保に努める。

3 生徒等への相談活動

学校又は保育所等の管理者は、災害による生徒等の被災状況を迅速に把握し、生徒等への相談活動を行い、精神的な不安感の解消に努める。

4 応急教育対策

(1) 応急教育の実施

ア 応急教育の実施責任者

(ア) 町立学校（幼稚園を除く。）

町教育委員会

(イ) 県立学校

県立学校長

(ウ) 私立小・中・高等学校

私立学校長

イ 応急教育の実施場所

- (ア) 応急教育を実施するため、あらかじめ作成された応急教育計画に基づいて、校内施設の活用又は町内の他の学校、公共施設の利用等について関係者と協議のうえ、実施場所を選定する。
- (イ) 応急教育実施場所が町内で得られない場合は、実施責任者の要請により県教育委員会（私立小・中・高等学校にあつては知事）がその確保のためあつ旋に当たる。

ウ 応急教育の実施方法

応急教育は、被害の実情に即した方法により実施する。

- (ア) 児童生徒、保護者、教職員及び学校施設、設備、通学路の状況を把握する。
- (イ) 教職員を動員し、授業再開に努める。なお、被害の状況により必要があるときは、町又は地域住民等の協力を求める。
- (ウ) 学校施設及び設備の応急復旧状況を把握し、必要に応じて速やかに応急教育計画の修正を図り、応急教育計画の開始時期及び方法を確実に児童生徒及び保護者に連絡する。
- (エ) 児童生徒を学校へ一度に受け入れられない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用した分散授業の実施に努める。
なお、二部授業を行う時は、県立学校にあつては県教育委員会に、町立学校にあつては学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条の規定により町教育委員会を経由して県教育委員会に届け出る。
また、特別支援学校にあつてはスクールバス等の利用が困難となった場合は、通学区域を分割し、公共施設を利用した分散授業に努める。
- (オ) 応急教育の実施に当たって、施設の確保ができない場合は、仮校舎等の建築も検討する。
- (カ) 児童、生徒の登下校時における安全の確保に努める。

(2) 学用品の調達

ア 教科書等の確保

町教育委員会、県立学校及び私立小・中・高等学校の長は、災害により教科書及び教材を喪失又はき損した児童、生徒がある場合には、県教育委員会の協力を得て、その確保に努める。

イ 教科書等学用品の支給

知事は、災害救助法を適用した場合は、教科書等学用品を災害救助法施行細則に則り、次により調達し、支給する。また、知事の実施を町長に委任した場合は、町長が実施する。なお、教科書及び教材の支給に関しては、県教育委員会の協力を得るものとする。

(ア) 支給対象者

災害により住家に被害（全壊、全焼、流出、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、教科書等学用品を損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒並びに義務教育学校の児童生徒並びに中等教育学校の前期課程の生徒を含む。）並びに高等学校等生徒（特別支援学校の高等部生徒、中等教育学校の後期課程の生徒並びに高等専門学校、専修学校等の生徒を含む。）

(イ) 支給範囲

- a 教科書及び教材（県又は町教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているもの）
- b 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）
- c 通学用品（運動靴、傘、かばん、長靴等）

(ウ) 支給限度額

- a 教科書及び教材 給与に要した実費
- b 文房具及び通学用品 災害救助法施行細則に定めるところによる。

(エ) 支給の期限

- a 教科書及び教材 1か月以内
- b 文房具及び通学用品 15日以内

ただし、やむを得ない特別な事情がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長する。

(3) 教職員の確保

被災した教職員が多いため、正常な授業や校務運営の実施が困難な場合、応急教育の実施責任者は、県教育委員会（私立小・中・高等学校にあつては知事）にその状況を報告する。

この場合において、県教育委員会（又は知事）は、応急教育の円滑な実施のために必要な教職員の確保に努めるものとする。

(4) 給食

ア 給食施設及び給食用物資等に被害を受けた場合、設置者（県立学校にあつては校長）は、その状況を県教育委員会に報告する。

イ 町教育委員会は、被害物資量を把握し、関係機関と連携して処分方法、給食開始に必要な物資の確保・配分等について指示する。

ウ 避難場所として使用される学校において、その給食施設が被災者炊出し用に利用されることになる場合は、学校給食と被災者炊出しとの調整に留意する。

エ 被災地においては、伝染病発生のおそれが多いので、保健衛生について、特に留意する。

(5) 通学路等の確保

災害が発生し又は発生のおそれがある場合、通学時において生徒等を災害から保護するために、町長は関係者と緊密な連携をとり次のような対策を講ずる。

- ア 通学バス等により通学を行っている地区においてこれらが通行不能となった場合、臨時の寄宿舎の開設等これに代わり得る措置を講ずる。
- イ 災害危険箇所（積雪時のなだれ、水害時における道路橋梁の決壊等）の実態を把握し、危険予防のため町長は校長と協議し、通学方法についての指示、その他必要な措置を講ずる。
- ウ 災害により通学不能又は困難が常時予想される地区については、季節的な寄宿舎の設置等も考慮する。
- エ 道路等の交通確保については第3章第7節において記述する。

(6) 高等学校生徒等の災害応急対策への協力

高等学校において、登校可能な生徒を教職員の指導監督のもとに学校の施設、設備等の応急復旧整備作業や地域における救援活動及び応急復旧等に協力するよう指導する。

(7) 授業料の減免

県教育委員会は、県立高等学校の生徒が被害を受けた場合は、必要に応じ、授業料・受講料の減免措置を講ずる。

また、県は、私立幼稚園、私立小・中・高等学校、私立専修学校（3年制高等課程に限る。）及び私立各種学校の園児、児童及び生徒が被災を受けた場合で、学校設置者が授業料・入学時納入金の減免措置を講じた場合、必要に応じて当該学校設置者に対して助成する。

(8) 奨学金の貸付

県教育委員会は、災害等による家計急変のため、緊急に奨学金の貸付けが必要な場合は、奨学金を貸し付ける。

(9) 就学奨励費の再支給

県教育委員会は、災害により学用品等を喪失又は損傷した幼児、児童、生徒がある場合には、就学奨励費の再支給等必要な措置を講ずる。

5 学校等が地域の避難所となる場合の対策

- (1) 学校等の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、町長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

また、避難所として必要な人員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

さらに、学校が有する情報伝達機能を有効に活用し、的確な情報提供に努める。

- (2) 学校の管理者は、避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難者への支援活動との調整について町と必要な協議を行う。

6 公民館等社会教育施設が地域の避難所となる場合の対策

- (1) 公民館等社会教育施設の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえで、町長に対し、その利用について必要な情報を提供する。
さらに、避難所として必要な職員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。
- (2) 公民館等社会教育施設の管理者は、避難生活が長期化する場合には、避難者への支援活動について町と必要な協議を行う。

7 文化財に対する対策

- (1) 文化財が被災した場合には、所有者又は管理者は、消防機関等に通報するとともに速やかに町教育委員会に被災状況を報告する。
- (2) 町教育委員会は、町指定の文化財については所有者又は管理者に対し、必要な応急措置をとるよう指示し、国指定等及び県指定の文化財については、県教育委員会へ被害状況を報告する。
- (3) 県教育委員会は、前項の報告を受けたときは、町教育委員会に対し必要な措置をとるよう指示し、国指定等の文化財については文化庁へ被災状況を報告する。
- (4) 県教育委員会は、平成 25 年 12 月 27 日に中国・四国地方の 9 県並びに広島市及び岡山市と共に策定した「中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画」に基づき、日頃から指定文化財等の情報を整備・共有するとともに、文化財が被災した場合には必要な救出や応急措置を行う。

第13節の2 保育に関する計画

1 方針

この計画は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、迅速、的確な措置を講じ、児童の生命を守り安全を確保することを目的とする。

2 避難対策

- (1) 所長（不在の場合は、それに準ずる者。以下「所長等」という。）は、別に定める避難計画に基づき、状況に応じた緊急避難の指示を行う。
- (2) 災害の規模及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、必要な措置を講ずるとともに、福祉課及び各支所地域振興係に報告する。
- (3) 児童は、保育所の管理下において、安全確保を第一とする。
- (4) 安全確認後、確実に保護者等への引渡しができる場合には、児童を帰宅させるが、保護者の迎えがないときは、施設の安全を確認し、児童を保育所内に保護する。

3 応急保育対策

(1) 応急保育の実施場所

被災の程度等に配慮し、町内の他の公共施設も含め選定する。需要増加、長期化等により施設の確保が困難な場合は仮設も検討する。

(2) 応急保育の方法

応急保育は施設の状況、職員、児童及び家族の被災の程度、道路等の復旧状況を考慮して、実状に即した方法により実施する。

ア 保育時間

所長は、開所（園）、閉所（園）時間を状況に応じて福祉課と協議し、児童の安全を図る。

イ 保護者との連絡

児童の登所（園）、降所（園）については、保護者と緊密な連絡を取り安全を確保する。

(3) その他の措置

ア 職員の被災などにより人員が不足する場合は、関係部局と調整し必要な措置を行うとともに、児童等及び保護者に周知する。

イ 勤務時間外に災害が発生した場合において、職員は、災害応急対策活動及び復旧活動に協力し、施設の管理及び応急的な保育の実施のための体制を確立する。

ウ その他、応急対策については文教計画に準ずるものとする。

第14節 災害救助法適用計画

1 方針

知事は、地震により一定規模以上の被害が発生した市町に対し、災害救助法を適用し、同法に基づく次の応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 被災者の救出
- (7) 被災した住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 遺体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

2 災害救助法の適用基準

(1) 趣旨

知事は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある市町に対し、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある市町に対し、災害救助法を適用し、同法に基づく次の応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

なお、災害が発生するおそれがある段階において、災害救助法を適用した場合には、避難所の設置による応急救助を実施する。

- ア 避難所の設置
- イ 応急仮設住宅の供与
- ウ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- エ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- オ 医療及び助産
- カ 被災者の救出
- キ 被災した住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 遺体の捜索及び処理
- サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及

ばしているもの（以下、「障害物」という。）の除去

(2) 災害救助法の適用基準

ア 災害が発生した場合、災害救助法は、次のいずれかに該当する場合に適用される。

(同法第2条第1項に定める適用)

(ア) 当該市町区域内の住家滅失世帯数が市町災害救助法適用基準の「1号基準世帯数」(附属資料に掲載)以上であること。

(イ) 県区域内の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、当該市町の住家の滅失世帯数が市町災害救助法適用基準の「2号基準世帯数」(附属資料に掲載)以上であること。

(ウ) 県区域内の住家滅失世帯数が9,000世帯以上であって、当該市町の区域内の住家滅失世帯数が多数であること。

(エ) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したこと。

(オ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

(注) 滅失世帯数の算定

住家滅失世帯数の算定に当たっては、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不能になった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなす。

イ 災害が発生するおそれがある場合、災害救助法は、次の全てに該当する場合に適用される。(同法第2条第2項に定める適用)

(ア) 災害が発生するおそれがある場合に、国が災害対策基本法に規定するいずれかの災害対策本部(特定・非常・緊急)を設置し、当該災害対策本部の所管区域として、広島県が告示されていること。

(イ) 県内市町において、当該災害により、被害を受けるおそれがあること。

3 災害救助法の適用手続き

(1) 町における災害が前記2のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を県に情報提供する。

4 救助の種類、対象及び期間

災害救助法に基づく救助の種類、対象及び期間は、次のとおりである。

なお、期間内における救助の適切な実施等が困難な場合には、県は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

救助の種類	対 象	期 間	備 考
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	災害発生の日から7日以内	厚生労働大臣の承認により期間延長あり
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内に着工 供与期間完成の日から2年以内	1 基準面積 平均一戸当たり 29.7 m ² 2 厚生労働大臣の承認により期間延長あり
炊出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者 3 住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者	災害発生の日から7日以内	同 上
飲料水の供与	現に飲料水を得ることができない者	災害発生の日から7日以内	同 上
被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内	同 上 対象品目 ア 被服寝具及び身の回り品 イ 日用品 ウ 炊事用具及び食器 エ 光熱材料
医 療	医療の途を失った者	災害発生の日から14日以内	厚生労働大臣の承認により期間延長あり
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み助産を要する状態にある者)	分べんした日から7日以内	厚生労働大臣の承認により期間延長あり
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	災害発生の日から3日以内	同 上 期間内に生死が明らかにならない場合は以後「遺体の捜索」として取り扱う
被災した住宅の応急修理	住宅が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者	災害発生の日から3か月以内に完了 (ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内に完了)	厚生労働大臣の承認により期間延長あり
学用品の供与	住家が全壊(焼)、流失、半壊(焼)、又は床上浸水等により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	災害発生の日から(教科書)1か月以内 (文房具及び通学用品)15日以内	教科書には教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材を含む
埋 葬	災害の際死亡した者 (実際に埋葬を実施する者に支給)	災害発生の日から10日以内	埋葬の範囲 ア 棺(付属品を含む) イ 埋葬又は火葬 (賃金職員等雇上費を含む。)

			ウ 骨つぼ及び骨箱
遺体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により、すでに死亡していると推定される者	災害発生の日から 10 日以内	厚生労働大臣の承認により期間延長あり
遺体の処理	災害の際死亡した者	災害発生の日から 10 日以内	遺体の処理の範囲 ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の場合 イ 遺体の一時保存 ウ 検案
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者	災害発生の日から 10 日以内	厚生労働大臣の承認により期間延長あり
輸送費及び賃金職員等雇上費	次に掲げる応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費 1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 遺体の捜索 6 遺体の処理 7 救助用物資の整理配分	各応急救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する次の者 1 医師及び歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職	各応急救助の実施が認められる期間以内	

5 町長への委任

県及び市町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は知事が実施責任者となり、町長が補助者となって実施されるが、より迅速な災害対策を行うため、同法第 13 条第 1 項及び同法施行令第 17 条の規定に基づき、救助の実施に関する事務の一部を町長に委任する。

県から、町長への事務委任は、原則として下表のとおりとする。

ただし、複数の市町における災害や町の行政機能が損なわれる被災状況等、町の実情に応じて、委任する事務を決定する。

なお、救助事務の委任は災害救助法が適用された都度、県から町に通知することにより行うとともに、町へ救助事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任者は県にあるため、県は常にその状況把握に努め、万一、町において、事務遂行上不測の事態等が生じた場合等には、県において委任元としての責任をもって、町に対する助言等を

行う等、適切な事務の遂行に努める。

■ 町長及び知事それぞれが担当する救助事務

実施者	担当する救助事務
町長	1 避難所の設置 2 炊き出しその他による食品の給与 3 飲料水の供給 4 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 5 医療・助産（救護所における活動） 6 被災者の救出 7 被災した住宅の応急修理 8 学用品の給与 9 埋葬 10 死体の捜索・処理 11 障害物の除去
知事	1 応急仮設住宅の供与 【建設型応急住宅】 広島県応急仮設住宅 建設マニュアルに定められた役割分担に基づき、県及び市町が事務を実施 【賃貸型応急住宅】 被害状況等を考慮して、県及び市町が事務を実施 2 医療（DMATの派遣など）